

平成27年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

No	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	H27年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	29年度以降の方向
1	職員及び非常勤特別職の任免及び定員管理事務	総務課	必要最小限の職員で最大限の行政サービスを提供できるよう、職員の退職に関する事、採用試験に関する事、非常勤職員等の給与・採用に関する事務を行い、適正な職員定数の管理を行う。	町民に対する行政サービスの確保を図るため優秀な人材確保と適正な人員による業務執行体制を維持し経費の抑制を図る。	目標程度	正職員数は目標値を下回った職員数で管理された。平都宮大学で実施の就職説明会において募集を実施(H28採用に向けてのもの)	特になし	業務量と職員数のバランスを取りながら職員を採用すること。	このまま継続	採用試験の周知、PRを十分に行い、追加での実施を避ける。	社会情勢の変化があれば採用試験実施日の前倒し、通年採用等が考えられる。
2	職員給与・旅費支給事務	総務課	例月給与、6月・12月の期末勤労手当、年末調整、職員人件費予算、給与実態調査報告、職員共済費及び退職手当負担金に係る計算を行う。	給与支給事務を公平公正に行うことで、職員が自己の職務に専念できるようにする。	目標程度	例月給与、賞与、旅費の支給。旅費については、総務課での出張命令書の再確認の事務を省き、各課局が責任をもって明細書を作成するように改善を行った。	職員給与の透明性・公平性のための公表について、公表媒体(広報まじこ)における誤解のないわかりやすい公表が求められている。	給与システムでの処理を行っていない臨時職員について、システム処理を行い効率性を向上すること。	このまま継続	給与システムでの処理を行っていない臨時職員について、システム処理を行い効率性を向上すること。マイナンバー情報の収集及び入力	給与システムと連動した人事システムの導入を検討し、人事費命令書・職員台帳の整理などの効率化を検討する。
3	職員の退職手当、共済、福利厚生に関する事務	総務課	職員を対象に健康診断の実施。益子町研修協議会への補助。協議会では職員個人の資質向上を図るためにグループによる研修等を実施。	職員一人ひとりが心身共に健康を保つことにより住民へのサービス向上に繋がる。	目標程度	健診については職員を対象に2回実施した。再検査不要の職員数は目標以下であったが、前年度を上回った。また、判定以上の職員については産業医による健康相談を受けるよう指導した。	健診の実施時期について、夏休み期間だと生進学習課職員が受診しづらいため、2回のうち1回は夏休み期間を外してほしい。	健診の結果を踏まえ、再検査が必要な職員について、再検査を行ったかどうかを把握していない。職員の健康維持のため再検査の実施状況を確認することが必要である。	このまま継続	健診の内容については継続して実施するが、成果指標として受診率の向上を目標とし、職員の健康維持に努めていく。また、実施時期については、生進学習課職員の要望を踏まえ、7月及び9月に変更する。	健診の受診率向上のため職員への積極的な周知を継続して行う。
4	職員研修に関する事務	総務課	職場外研修を通して職員の勤務能力向上を図る目的で、町主催の研修の実施や、芳賀地区広域行政事務組合、栃木県市町村振興協会、市町村中央研修所及び全国市町村国際文化研修所主催研修へ職員を推薦する。	公務能力の向上および自己啓発の補完という意味でも被推薦者である職員が自発的にそして進取性を持って研修に臨むようにして、職員的能力向上を図り、住民への適切なサービス提供を行う。	目標程度	定期的な広域・市町村振興協会主催研修のほか、町単独研修として民間企業経験者による人材育成研修会を行った。また、クレーン対応フォロー研修を実施し、職員との接遇能力の向上を図った。	職員から、クレーン対応のスキルアップ研修、メンタルヘルス研修、地方創生に係る具体的な事例に係る研修を実施して欲しいなどの要望があった。	平成27年度は新未来計画策定や土祭など一時的な業務の多忙により出席率が低下した。平成28年度以降は新未来計画の実行段階に移り、引き続き出席率の低下が予想されるため、推薦者各自の効率的な事務運営によりできる限り出席しないよう働き掛ける必要がある。また、クレーン対応のスキルアップについては、一度きりの研修では十分でなく、継続的にトレーニングすることが必要であるため、その機会の充実を図る必要がある。	このまま継続	平成28年度から義務付けられた人事評価及びその給与・賞与への反映に向け、より公正・公平な評価が行えるよう評価者及び被評価者に向けた研修を実施する。	多様化する行政課題などに臨機応変に対応するための政策立案能力向上研修の実施について、検討しなければならない。
5	行政改革推進事務	総務課	市町の行政改革の状況等資料の収集や市内組織でなる行政事務合理化委員会や外部委員による行政改革推進委員会を開催する。	事務事業の見直し、民間委託の推進等行政の具直しを実施することにより、行政経費の削減を進め、町民サービスの充実向上を図る。	目標程度	第4次行政改革大綱が平成27年度に最終年度となることを受け、H27策定の「新まじこ未来計画」に合わせ、第5次行政改革大綱を策定。大綱策定に当たり行政改革推進委員会において審議を実施。	特になし	H27策定の総合振興計画である「新まじこ未来計画」の策定時に職員の意見・提案を募集したため、内容的に重複するため、行政改革単独での職員提案募集の周知を実施しなかった。	改善して継続	職員提案制度単独で、職員提案制度の周知と提案件数の増加を図る。	職員提案制度の周知を行い、職員の意識付けを図る。
6	庁舎管理事務	総務課	施設の維持管理業務に関する契約の締結及び庁舎の補修・修繕等を行う。	庁舎を常に良好な状態に保ち、町民が快適に庁舎を利用できるようにする。	目標程度	庁舎が昭和52年築であり間もなく40年を経過するため、設備や建具、駐車場路面など多くに不具合が発生しており、一時的な補修で対応するものも幾い部分も出てきている。平成27年度においては、漏電の危険があった電柱トランスからキュービクルへの高圧ケーブル及びキュービクルから庁舎への低圧ケーブルを交換した。	現在使用不能には至っていないが、駐車場の路面や庁舎空調などが、業者等に迷惑をかけている部分もある。	計画的な補修、設備交換など計画的なメンテナンスを行うに至っていない	このまま継続	定期的に庁舎内を巡回し、修繕箇所の早期発見、修繕に努める。	庁舎耐震診断の実施。
7	叙勲・表彰に関する事務	総務課	叙勲該当者を国に推薦する。各課からの推薦により、永年地方自治に貢献された町民を表彰する(表彰状・記念品の贈呈)。	町民の地方自治(行政)への参加意欲の向上を図る。	目標程度	H26の町村合併60周年記念表彰の分事業費は減少。叙勲1、紺綬褒章1、感謝状2、自治功労22、町民栄誉特別表彰2	特になし	特になし	このまま継続	叙勲、褒章に関する栄典事務については特に精通するようにする。	継続して実施する。
8	選挙管理委員会運営事務	総務課	町民(選挙人)の参政権の行使について、公平公正な立場で執行する。選挙啓発では常時としてHPの利用や年1回「芳賀の白ばら」を発行。選挙時としてHPに加え「広報まじこ」「お知らせ版」に選挙時啓発の記事を掲載する。	広報媒体や各種選挙を通じて、町民(選挙人)の選挙に対する投票率・関心度を向上させ、公平公正な明るい選挙の実現を図る。	目標程度	定例の選挙管理委員会の業務、選挙啓発ポスター募集・展示及び芳賀の白ばらの共同発行を行った。また、昨年同様入場券の個人別配付を行った。町議選の投票率は、啓発や投票機会の充実によるほか、事前に激戦が予測されたため、前回を上回った。	投票事務の合理化のため、投票可能時間を短縮できないか。一方で、投票機会を減らすべきではないとの意見もある。	投票率の向上は、選挙人である町民の投票行動次第であり、学校教育における政治教育が行われていない現状から、今後も若年層の投票率が飛躍的に伸びることは考えにくいところであるが、18歳選挙権の成立をきっかけに、若年層への積極的な働きかけを行わなければならない。	改善して継続	入場券の個人別配付について引き続き実施し、選挙人の便宜を図る。18歳選挙権の開始に併せ、啓発活動を積極的に進める。事務の合理化を図り、選挙経費の削減に努める。	選挙経費の削減と投票率の向上をバランスよく実現できる手段について、先進事例を研究し、実現の可否について検討する。
9	自治会支援事務	総務課	広報等行政文書の配布を依頼し、報酬を支給する(年1回)。自治活動推進事業補助金(運営補助金)、地域整備推進事業補助金を交付する。年3回自治会会長会議を開催する。	地域リーダー(自治会長)の育成や自治会加入率の向上、自治会組織の活性化を図り、地域と行政の連絡を円滑に行えるようにするとともに、地域におけるまちづくりを推進する。	目標程度	自治会加入率の低下。	自治会加入率の増加。	自治会加入世帯数はほぼ同数で、新規に加入する世帯が少なく、自治会加入のメリットを未加入世帯に示すことが困難。	改善して継続	自治会加入率を上げるため、周知等を行う。	自治会の意義等を周知して自治会加入率の低下を防ぐ。
10	広報まじこ、お知らせ版などの発行等事業	総務課	「広報まじこ」を月1回発行し、自治会加入者には自治会長を通じて配布するほか、公共施設に配置。「お知らせ版」は月2回発行し、新聞折込で配布。	町民がまちづくりに参加できるよう、町政や町民生活に関わる情報を町民に広報する。	目標程度	広報まじこ・広報まじこお知らせ版の発行。町ホームページへの記事転載。広報まじこ発行部数6,700部、広報まじこお知らせ版発行部数6,300部。	特になし	多くの人に読んでもらうための工夫が必要。また、有料広告を毎号で掲載したいところである。「うぶごえ」の届出月の誤りが2回あった。今後このようなことがないように注意したい。	改善して継続	読みやすい紙面づくりに努めるとともに、有料広告の掲載による収入増を図る。	係内ミーティングや各課広報委員との編集会議で、紙面づくりを研究している。

11	条例・規則等の審査事業	総務課	各課で起草した条例や規則等の制定や改訂にあたり、文言の整理や審査を行う。業者委託によりホームページの例規データを更新する。	条例・規則等の審査・整理により、だれでもホームページなどで検索できるようにする。	目標程度	例規の審査については、各担当課で精査した後、秘書広報係で審査する二重のチェックを行っている。	特になし	条例は法律に違反しない限り町民の権利を制限したり義務を課したりできるものであるから、内容や表現について慎重に審査する。	このまま継続	例規執務サポートシステム「スーパー例規ベース」を各課の職員が使いこなせるように研修等を実施していく。	このまま継続していく。
12	ホームページ運営事業	総務課	各課のお知らせ事項やイベント情報などの更新を行う。	住民に町政の情報を発信するとともに、他市町の住民にも情報を発信することにより、観光客や交流人口の増加につなげる。	目標程度	町政に関する情報や観光案内などを町ホームページに掲載する。更新は各課において行っている。	特になし	バナー広告は、単発的には申し込みがあるが、継続的な申し込みは少ない状況である。各課でページ作成を行っているが、技術がまだ十分ではない。	改善して継続	バナー広告を継続的に掲載できるようにする。オープンデータ(動画)掲載に取り組む。	ホームページの内容をさらに充実させる。
13	文書・公印管理事務	総務課	益子町文書取扱規程及び益子町公印規程に基づき、文書及び公印を管理している。	取り扱うすべての文書及び各種公印が適切に管理されている。	目標程度	文書番号は、総務課に備えてある文書件名簿により付し、秘書広報係が確認する。公印を使用するときは、秘書広報係が審査する。	文書件名簿を総務課に備えておく現在の方法では、効率が良いのではない。	各課において文書番号を取得することができない。	改善して継続	文書件名簿を総務課に備えておく現在の方法がいかどうか検討するとともに、各課において文書番号を取得できるシステムの導入を検討する。	効率の良い文書管理方法を研究する。
14	文書の收受及び発送業務	総務課	毎日送られてくる文書を課別に分けて各課へ配布する。また、発送するすべての郵便物ととりまとめ、種類ごとに区分けして郵便局へ運送する。	送られてくる文書を遅滞なく各課に配布するとともに、各課から発送する文書をとりとまとめて、市内割引等の制度を利用して発送する。	目標程度	毎日届く多くの文書を担当課へ配布、発送するとともに、市内特別便利利用等のため、総務課でまとめて発送している。	特になし	正確な文書の收受及び発送をするため、各課の職務の内容を正確に把握する必要がある。	このまま継続	文書の收受、発送が効率よく行えるように、引き続き研究する。	このまま継続していく。
15	印刷業務	総務課	町民に配布する平易な文書や内部の会議資料等の印刷を行う。「広報まじこ」などのカラー印刷するものは外注している。	文書等の印刷の経費削減及び迅速化を図る。	目標程度	各課からの依頼により印刷、製本等を行った。	特になし	高度な印刷を行うには、高性能の印刷機が必要となる。	このまま継続	印刷の知識・技術を習得することにより、仕上りの良い印刷を行えるようにする。	引き続き嘱託職員により印刷業務を行う。
16	提出議案等の整理事業	総務課	議会の議決を経る議案の整理及び議案書の作成を行う。	議案を作成し議会に上程することで議会が円滑に行われる。	目標程度	町議会定例会及び臨時会の議案を整理し、議案書を作成。	特になし	特になし	このまま継続	各課及び議会事務局との連絡調整を密にし、議会が円滑に開会できるようにする。	このまま継続する。
17	秘書用務・交際に関する事務	総務課	町長の日程を調整、管理し、それを庁内LANに掲示し、職員への情報共有化を図る。町長の日程に基づき、町長車を運行する。町長交際費を管理し、HPIに公開する。	町長の公務がスムーズに行えるようにする。	目標程度	町長日程の管理、町長交際費の管理、町長車の運転業務を実施。	特になし	課・係内の連携の体制を見直す。	このまま継続	組織内部のほか、外部機関とも協力体制を確立する。	前年度の実績を参考に継続していく。
18	消防団の組織運営事業	総務課	消防団の適正な定員管理・任免・報酬を支払うとともに、団員の被服装備品の管理を行う。各種会議・研修会を開催するとともに、常備消防、国、県、支部消防協会との連絡調整を図る。	消防団の組織機能を維持することにより、有事の際に住民の生命・財産を守る。	目標程度	消防団定数219名の定員を確保できた	自治会等と協力し、各地域の消防団員を確保する必要がある。	職業の多様化、厳しい経済状況等により消防団への参加ができない人が多くなっている。	このまま継続	継続的に災害・点検等に必要消防団員の確保に向けて、年間を通して消防団への参加を呼び掛ける。	地域の安全を確保するため、有事の際に対応できるように、時代に対応した消防団の組織を構築していく。
19	消防団員の訓練事業	総務課	新入団員・新幹部団員訓練の開催、ポンプ操法競技会の開催、文化防火訓練の実施、消防学校への参加。	各訓練を通して、消防団員に消防に関する知識及び技能の習得を図る。	目標程度	ポンプ操法の平均点数が下がってしまった。(一部、急な悪天候の中で実施の影響あり) 芳賀支部操法大会では、小型ポンプ・自動車ポンプの部でも優勝した。	特になし	町民の生命財産を守る訓練であるとともに、消防団員自身の安全を確保するための訓練であるが、消防団員の職種が多様化により全員そろって実施することが難しい状況である。	このまま継続	消防団員各位はそれぞれ多忙であるが、消防団全員で実施する訓練を引き続き実施するとともに、各部隊で行う訓練も充実させていく。	各種訓練は、有事の際の活用に必要不可欠であるので、継続して実施していく。
20	消防施設整備事業	総務課	消防力の整備指針に基づき、消防ポンプ自動車、消防団拠点施設、消防水利施設の適正な配備を行うとともに必要な維持管理を行う。	有事の際に町民の生命財産を守れるように必要な施設を整備する。	目標程度	予定していた消防団拠点施設(サード)1棟を整備した。防火水槽については、補助金の要望を当初・追加交付の申請をしたが、配分されなくH27年度は、断念した。消火栓を新規で1基整備し、開発に伴う消火栓が1基追加となった。	消防団拠点施設については、老朽化や駐車場がない状態であること。また、機材等の充実もあり、消防活動の効率も向上が見込めるため早期の整備が求められている。	消防ポンプ自動車については20年更新としているが、真空ポンプ等機材の老朽化が進んでいる。	改善して継続	消防ポンプ自動車、防火水槽、詰所の計画的な更新・設置のため、財源を確保するため県と連絡を密にする。また、H29年度、更新予定の3-4詰所の建設予定地を地元自治会と協力し確保する。	消防水利の更なる充実を図るとともに、消防団拠点施設(H29)、消防ポンプ自動車を更新していく。
21	防災計画の策定管理事業	総務課	毎年、地域防災計画等の検討を行い、必要に応じ見直しを行う。	災害に係る予防、応急、復旧対策に関し、町・防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱をまとめ、災害対策を計画的に推進することにより、町民の生命・身体・財産を守る。	目標程度	地域防災計画の一部修正を行った。また、避難所に災害時非常用電話回線を設置した。災害時用備蓄品については、概ね予定数を確保した。	避難生活が長期化した場合、避難者のプライバシー保護や資機材の輸送経路の再確認。	行政として災害に備えることも重要であるが、住民自らも災害に備える必要性を浸透させていくことが課題である。	改善して継続	防災計画がより実行性が高くなるよう、地域住民への浸透を図る。災害時における民間との協定を充実させていく。	多様化する災害に備えるために、随時計画の見直しを行うとともに、地域独自の訓練も実施いただけるよう啓発を行っていく。
22	防災訓練事業	総務課	住民参加型の総合防災訓練を実施する。	訓練を実施することにより、住民が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるようにする。	目標程度	総合訓練で避難勧告を発令し、住民の避難訓練、安否確認等を実施。救護所を開設し、けが人の搬送訓練を実施。	訓練なしには災害時に的確な行動ができないので、平常時における行動訓練は大切である。	地元の自治会に加入していない方の防災訓練への参加を促進していくことが課題である。	改善して継続	住民の避難訓練、安否確認訓練、けが人の搬送訓練を実施する。町の情報伝達訓練(避難勧告等)を実施する。消防においては、移動系無線を使用した情報伝達訓練を実施する。避難所における資機材・災害時伝言ダイヤル等を実際に使用する。	町で実施する防災訓練については、必要に応じ見直しを行うとともに、地域独自の訓練も実施いただけるよう啓発を行っていく。

23	防災施設整備事業	総務課	同報系防災無線、移動系防災無線、サイレン等の設備の充実と点検を行うとともに、防災に関する物資及び資器材の整備を行う。	住民の生命財産を災害から保護する。	目標程度	防災行政無線移動系のデジタル化工事を実施した。災害時における対応備蓄品を購入し、非常食については1,500食を追加し、4,500食とした。	特になし	若者は、仕事の都合等により個別受信機より情報を得ている可能性が低いと思われる。スマホ等から情報を得ることが多いと考えられる。	改善して継続	整備した移動系防災無線の操作方法を消防団・関係課職員に慣れてもらい、非常時に使えるようにする防災メールでのお知らせに関するメール配信を検討・試行する。	災害時における多様な情報伝達手段により住民にわかりやすい方法を検討する。
24	交通安全啓発事業	総務課	春秋の交通安全運動時の街頭広報活動、交通安全指導員による幼児、児童に対する交通安全教室の開催等を行う。	交通安全に対する住民の意識向上を図ることにより、交通事故を抑制し、交通死亡事故の減少を目指す。	目標程度	交通安全啓発の統一行動を春・秋2回実施した。	特になし	交通事故件数は年々減少しているものの、事故件数0達成は困難である。	このまま継続	交通安全運動時の統一行動日や交通安全教室を中心に啓発活動を実施していく。	交通安全意識の向上は、長期的・持続的な活動が必要であることから継続的に実施していく。
25	防犯灯設置事業	総務課	町が自治会からの要望により、防犯灯の設置工事を行う。その後の管理については自治会が行う。	防犯灯を設置することにより、安全に通行できる環境を整える。	目標程度	要望があった箇所についてすべて設置できた。	犯罪等を抑止するために防犯灯を設置していくことは、住民の安全安心のために必要である。	通学路等への設置箇所について、学校と連携を深める必要がある。	このまま継続	必要箇所について、各自治会、学校、警察等と相談しながら決定していく。省電力のために防犯灯のLED化を進める。	LED化を進めながら、防犯灯の設置を継続して実施していく。
26	総合計画策定・管理事業	企画課	新まじこ未来計画(次期総合計画。以下「新未来計画」)及び第5次総合振興計画(後期計画)実施計画の策定・進捗管理	総合振興計画の進捗管理を適切に行い、総合的、計画的な行政運営を進める。	目標程度	検討委員会4回、拡大ワーキング39回、議案への報告5回、中間報告会1回、パブリックコメント1回(27件)を通じ、27年10月に新未来計画を決定した。また、新未来計画の町民周知のため、概要版(読本)の全世帯配布、自治会説明会42回、小学校区別説明会4回を行う。なお、今回はコンサルタント業者は直接関与せず策定したため、職員・町民により身近な計画になった。	町民、検討委員会・拡大ワーキンググループによる参画、パブリックコメントにより意見を反映させた。議案・全員協議会等での報告を逐次行い、都度意見聴取を行った。	新未来計画計上事業で実施計画に計上されていないものもあるため、具体化に向けての担当課との協議。外部評価を含めたPDCAサイクルにより新未来計画・実施計画を毎年度見直ししていくこととなるため、評価実施方法や事前準備などの工夫。また、後期計画がH27年度に終了のため、H28においては検証を行わなければならない。	改善して継続	28年度前半については、後期計画の検証を行う。町民アンケート、各課内評価、外部評価委員を交えた担当課ヒアリングと外部評価を行う。また、新未来計画計上事業で実施計画に計上されていない事業については、10月に行う次年度以降の実施計画ヒアリングまでに具体化に向けての担当課と協議を重ねる。併せて、実施計画の進捗管理を定期的に行う。	PDCAサイクルにより、28年度と同様のスケジュールにより進捗管理を行う。31年度には、次期計画の策定に向けて取り組む。
27	まちづくりの推進事業	企画課	栃木県わがまち協働推進事業交付金事務については、事業担当課と内部調整し県に申請を行う。	まちづくりのための制度を活用するなどして、町を活性化させる。	目標程度	栃木県わがまち協働事業(広域連携:1事業、住民協働:2事業)を申請し、担当課で実施した。新未来計画により平成28年から移住・定住事業を企画課で行うことになったため、関係課との意見交換や、移住・定住奨励金の要綱制定。	特になし	栃木県わがまち協働事業に代わる新たな事業が実施される予定であることから、積極的な情報提供が必要となる。移住・定住事業を本格化するにあたっての町内(各種団体)と市内の連携。本事業は現在、ほぼ県わがまち協働推進事業のみとなっているが、本事業は企画係の重要事業なので、事業の再構築が課題。	改善して継続	県の新規助成事業の積極的な活用のほか、マシコットを活用したイベントへの積極的な参加を行う。また、本事業が「まちづくり」において重要な事業となるためにも、地域活性化センター補助事業等に採用されるような事業計画を図っていきたい。なお、移住・定住事業については、まちづくり事業から分離させる。	新まじこ未来計画の内容を考慮し、各課で行っている「地域振興」「まちづくり」「コミュニティ」等同様事務・事業について、ワンストップ化を図るなどの横断的な再編を見据えた各課との協議を行い、効率化を図りたい。
28	土地利用関連事業	企画課	土地利用対策委員会、幹事会を事務局として執行し、会を開催し協議者に土地利用についての回答を行う。また、国土法に基づく土地関連の調査事務を行う。	協議者から申請された土地の適正利用を検討し、個別法令への手続きを円滑に行う。	目標程度	土地利用事前協議件数は、太陽光発電施設の設置案件が依然として多い(6件中4件)。	今年度事前協議を行った太陽光発電施設設置に関して、住民からの苦情等が2件あった。	小規模な会社がある程度大きな規模の太陽光発電施設を設置する場合の問い合わせが多いように見受けられた。	このまま継続	現状どおり適切な指導を行っていくとともに、現地確認の際に改めて法律・制度の周知徹底を行っていく。太陽光発電施設においては買取価格の低下から、今後は大規模な会社しか算入できないという話もある。大規模な会社はこれまでの実績から問題も少なく感じたが、小規模な会社が行うものについては細かい精査(土地利用の観点に関わらず)が必要と思われる。	特に太陽光発電施設の適正な事前協議に努める。
29	情報管理事業	企画課	情報収集、管理及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の業者委託、設置管理を行う。	情報化を推進することにより、役場内部の情報伝達の迅速かつ安定運営を図る。	目標程度	新しいグループウェア(office10)の職員への周知を行い、年度後半には「ネットワークに関する包括的な研修」および「高度化するIT業務の標準化」等のために運用支援を導入した。また、セキュリティ強化のための方策を多くの業者と打合せを行い、情報を収集した。セキュリティポリシーの改正を行った。	特になし	セキュリティ強化については引き続き検討を行い、設計を進めていく必要があるが、特に基幹系業務での囲い込みが顕著であり、他の業者の参入が難しくなっており問題となっている。	改善して継続	セキュリティ強化が主になると思われ、①予算②セキュリティ担保③職員の事務的負担のバランスを考慮しながら進めていく必要がある。運用支援等を活用しながら、基幹系業務での囲い込みを解消していく必要がある。	現時点では、H29までのセキュリティ強化以降は業務量、事業費ともに縮小の傾向に向くと思われる。
30	行政評価事務事業	企画課	新まじこ未来計画(以下「新未来計画」)実施計画計上の事業及びその他の事業等について事務事業評価によるPDCAサイクルを実施し、計画の効果的な進捗を図る。	町民への説明責任及び行政事務の効率化を図り、住民サービスの向上を図る	目標以上	各事業における労働力の把握、重点事業の評価会の実施。行政評価システムを28年度から導入するため業者との打ち合わせ。行政評価システムについては、新まじこ未来計画(以下「新未来計画」)のPDCAサイクルの実施に伴い、実施計画の作成・当初予算の入り・評価までを一気通貫できるシステムを採用し、行政評価の効率化とともに職員の負担軽減を図ることを目的としている。	議会・事務事業の見直し状況と担当課の方針についての質疑があった。	新未来計画の実行及び行政評価システムの導入に伴い、既存の事務事業の見直しが必要。新未来計画事業については外部評価者を変えての評価を行い、PDCAサイクルを行い、9月補正対応又はH29年度実施計画に反映させる必要があるため、外部評価が7月中には完了するスケジュールの確立。	改善して継続	行政評価システムと会計システムの連携により、各種関連入力作業を軽減する。新未来計画事業の外部評価が加わることで、外部評価者におけるヒアリングに伴う労働量は増加するが、PDCAサイクルの明確化により、事業の確実な進捗を図る。新未来計画事業と既存事務事業の整理を行う。3～5月:内部評価、4～6月:町民アンケート、6～7月:外部評価、10月:次年度実施計画、11月:当初予算入力	28年度のスケジュール・実施内容を基本とし、実施において齟齬があれば改善を図っていく。
31	統計調査事業	企画課	各種統計調査実施に係る事前準備、調査員の推薦、調査員への説明・指導等を行う。	町政運営や民間企業など、幅広い国民生活の基礎資料となる各種統計データを収集・整理し、実態を明らかにする。	目標程度	調査実施にあたり「調査の重要性、調査協力へのお願い」を広報、防災無線等で周知し、調査対象者(事業所)への理解を得られるよう努めた。	統計調査結果を町のホームページに掲載しており、町内外からの問い合わせがあり利用されている。	調査員の確保が困難な状態。新たな調査員の確保も必要だが、職員の協力も不可欠。	このまま継続	オンライン調査が主流になり、市町や調査員の事務軽減につながるから、回答率の向上に努める。統計調査が確実に実施できるように継続して新規の登録調査員を確保できるよう、引続きHP等で募集を行う。事務効率化が図れるので職員の協力を呼びかける。また、町内の実情や地理を把握するきっかけとして、若手職員の積極的な参加を依頼する。	継続して調査員の確保に努め、適正に実施する

32	地域公共交通事業	企画課	デマンドタクシーの運行、県央地域公共交通活促進協議会への参加等	公共交通空白地域及び交通弱者の移動手段を確保する	目標程度	利用登録者数 目標達成。 住民への更なる周知活動と、利用者を増やすための調査・分析の実施。	町外への運行、及び12時便の追加要望があった。	サービス水準の向上はもちろん、既存の公共交通機関やまちづくりとの連携強化を含めた次期計画の策定。	改善して継続	既存の公共交通機関やまちづくりとの連携強化を含めた次期計画の策定。 更なる高齢化に伴い、利便性の向上に努める(免許返納者への優待チケット配布)。 H28道の駅開業(小さな拠点として)に向けての交通インフラの検討を農政課と進める。	道の駅開業に伴い、利用の状況を把握し、運行方法の検討をする
33	マイナンバー事業	企画課	マイナンバー導入に関する国・県及び関係各課との調整・報告・進捗管理をする。	受益者が番号制度(マイナンバー)を制度開始に合わせて活用できるようにする。	目標程度	県から示されるアクションプランをもとに、とりまとめ課として進捗を管理し、一部遅滞はあったものの概ね計画通り進行された。 企画課として中間サーバ接続に関わる準備を行った。	特になし	事務は、今までは準備段階であったため、調整事務や法整備などが中心であったが、今後は現場レベルでの運用に関するものが増えてくると思われる。その場合のとりまとめ課としてこのまま企画課がふさわしいかは課題である。	改善して継続	とりまとめ課としての業務量は変わらない見込みだが、企画課としての業務は無くなると思われる。一方マイナンバー導入が具体的に、マイナンバーを扱う業務課の業務量は増加すると思われる。来年度以降はマイナンバーを扱う業務課を中心に進めていく必要があると思われる。	現在のところ未定だが、H29.7の情報連携開始以降は、とりまとめ課としての業務は終了すると思われる。
34	財政事務事業	企画課	財政計画の策定、予算書、決算書等の作成。財政指標の分析や適切な予算執行のチェック。地方交付税に関する庁内の調整。ふるさと納税。	新たな財源の確保や町の財政状況の把握、将来見通しを立てることにより、安定した財政運営を行い、町民サービスの向上を図る。	目標以上	平成27年度の財政運営については、財政調整基金からの繰り入れや臨時財政対策債の発行など資金不足は否めぬ状況である。平成28年度から平成30年度を計画期間とする財政計画を策定した。国の新基準に対応した公会計システムを整備した。ふるさと納税推進事業を実施し、約39,000千円の寄附をいただいた。	議会から統一的な基準による財務書類の作成・公表の早期の実施の要望があった。	健全な財政運営のため新たな財源の確保が必要となっている。新たな自主財源のひもつとして、ふるさと納税推進事業を推進しているが、返礼品の充実が大きな課題となっている。	改善して継続	平成27年度に策定した財政計画に基づき財政運営を行う。ふるさと納税推進事業における返礼品目の追加、補助金・交付金の終期等の設定による適正化。公用車や施設等の保守委託料の削減。	財政運営の基本方針に基づいた財政運営を行い、新たな財源の確保を図っていく。
35	財政関係情報公開事業	企画課	予算、決算などを広報紙へ掲載している。また、予算説明書、決算に基づく財政健全化比率及び資金不足比率の状況、貸借対照表などの財務書類をHPで公開している。	住民が町の財政状況を把握できるようにする。	目標程度	平成27年度予算額、平成28年度決算額を公表した。また、予算の執行状況を上下半期にわけて公表した。国の統一的な基準による決算時における財務書類を作成できるようシステムの構築を実施した。	国の統一的な基準による財務書類を早期に作成するよう要望があった。	国の統一的な基準による財務書類作成のために、従来から町で採用してきた単式簿記に加え、経済取引の記帳を借方と貸方にかけて行う複式簿記も導入することとなったが、職員の複式簿記に対する知識・理解が少ない。	改善して継続	職員の複式簿記に対する知識・理解が少ないという課題解決のための研修会を実施する。	財務書類の随時における公開が可能となるよう、職員の知識の向上と、システムの成熟度をあげていく。また、複式簿記の採用による資産などのストック情報を公開していく。
36	公有財産の取得、管理、処分に関する事業	企画課	公有地の取得に至るまでの用地交渉・登記事務を行う。公有地として利用している民地の土地所有者に対し賃借料を支払う。公有財産の管理業務(一部シルバー人材センター等に委託)を行う。法定外公共物、遊休町有地の売却及び賃付を行う。	公有財産の有効活用を図る。また、町民との協働により、公有財産を管理する。	目標程度	町有地(雑種地)の売り払いが一件あった。公有財産の環境整備として、樹木の伐採、剪定、草刈り等を行う。宅地2件についてインターネット公売を行ったが、申込者がなかった。	特になし	公共施設が老朽化し、修繕費がかさむ中でより効率的な管理が必要となる。	改善して継続	公共施設総合管理計画を策定する。	公共施設総合管理計画を作成後、建物個別の再配置計画を作成し、実行に移していく。
37	公有財産の登記及び帳簿台帳整備に関する事業	企画課	公有地として取得した財産の登記を行う。必要に応じて隣接地と境界を確認し、公有財産を適正な把握を行う。財産台帳の記録整備を行う。	公有財産を正確に把握し、登記し、安全に保管するため	目標程度	財産台帳の加除訂正については、登記簿簿本・公図との照合や現地調査を行い適正に行っている。公会計と連動する固定資産台帳の整備を行い、システムに移行する作業を行った。	特になし	平成28年度から固定資産台帳システムが稼働となるため円滑な運用が課題となる。	改善して継続	平成28年度から固定資産台帳システムが稼働となるため、新たな財産の登録・抹消などが適正に実施されるよう取り組む。	固定資産台帳のシステムを適正に管理するとともに、データを有効活用し今後の公共施設のマネジメントを強化し財政の効率化を図る。
38	町有物件及び公の施設の災害共済に関する事業	企画課	町有物件・公の施設について、新規加入・解約・変更の手続きなどを行うほか、事故や災害が起きたときに早急に対応し共済金の請求事務を行う。	町有物件・公の施設について、加入・解約の手続きを適正に行い、事故や災害があったとき町が適正に補償を受けられるよう事務を行う。	目標程度	建物共済では落雷により故障した建物2件(釜子小消火栓加圧ポンプ、おあしす館の火災受償機)、改善センターの窓ガラスの破損の計3件について請求した。自動車共済では、対物3件、車両3件を請求した。	特になし	特になし	このまま継続	特になし	特になし
39	入札、契約及び資格審査に関する事務事業	企画課	入札参加資格申請の登録から選考委員会の開催・公告・入札通知の発送等、入札に至るまでの事務と落札後の契約事務	適正・公平な入札を行い、効果的な契約がスムーズに締結できるようにする	目標程度	品確法の改正に伴い歩切りの廃止を行った。低入札調査基準価格、最低制限価格について平成25年5月中央公契連モデルに改正した。リース契約(コピー機、防犯カメラ、ファクシミリ、印刷機)について、平成32年からの一括契約に向けて各課と調整を図った。	保守契約等の一括管理・契約について議会から提案があった。	特になし	改善して継続	一括管理・契約や、単年度契約から長期継続契約への変更など効率的な契約方法について検討していく。	一括管理・契約や、単年度契約から長期継続契約への変更など効率的な契約方法について検討していく。
40	個人町民税賦課事業	税務課	2月中旬から3月中旬にかけて申告相談等を行い、個人町民税を決定したうえで賦課する。また、減免や納期限の延長をしたり、国・県等から調査依頼されたものについて回答する。	納税義務者に対して適正課税をすること。	目標程度	健康福祉課から発送した臨時福祉給付金の申請通知に申告督促通知を同封した。健康福祉課との連携により、未申告者の減少につながった。	特になし	特になし	改善して継続	給与特別徴収の徹底に伴い、新規特別徴収義務者からの事務取り扱いに係る問い合わせが増加すると見込まれるため、その対応に備える。収納率にも影響するため、給与からの天引きから納付までの流れについて、当初課税時に改めて広報などで周知していく。	年金特別徴収における徴収額算定方法の変更や、ふるさと納税による寄附金税額控除の限度額の変更など、税制改正に関する事項を周知していく。
41	法人町民税賦課事業	税務課	町民税を申告納付する義務のある法人の申告に基づき税を賦課する。法人町民税確定申告は、事業年度の日(決算期)から2か月以内に行う。予定・中間申告は、事業年度開始6か月を経過した日から2か月以内に行う。	納税義務者に対して、適正な申告指導をする。提出させた申告書を的確に処理し、適正に法人町民税を課税する。	目標程度	平成26年10月から開始する事業年度における法人町民税の法人税制の改正に備えて、申告書同封時の内容の変更、ホームページや広報などでの周知を図った。未申告法人に対して、現地調査を行い、申告納付した。	申告書の記入方法が分からない。(町内事業者)	変更届、廃止届の提出がないため、事業者の実態が不明な法人がある。各種届出を速やかに提出させ、適切に処理していく必要がある。	このまま継続	法人税制改正による納付の誤りを防ぐため、より慎重に申告書をチェックする。	未申告法人をなくすることで、法人町民税を公平に賦課する。
42	軽自動車税賦課事業	税務課	関東運輸局、栃木県軽自動車協会で発行したデータをシステムに再入力する。また、窓口で直接受付したものを入力し、軽自動車税を賦課する。また、減免・課税保留の処理、報告等を行う。	納税義務者に対して、軽自動車税を適正に課税する。	目標程度	転出、死亡届出時に軽自動車に関する異動手続きの方法についてのリーフレットの配布、当初納税通知書への同封を実施した。来年度の賦課にあたって、課税保留の車両について、現地調査を行った。	特になし	特になし	このまま継続	町で課税を交付する場合は、住所変更や譲渡する場合は注意事項を説明し、課税取消、課税保留を減少させる。また、県外者への名義変更者からの「軽自動車異動申告書」の未提出による誤賦課があるので、引続き対象者向けのリーフレットを配布する。	今後も、課税取消、課税保留を減少させていくために、引続きリーフレットを配布し周知、徹底を図っていく。

43	国民健康保険税賦課事業	税務課	加入世帯の構成員や収入、資産等を的確に把握し、国民健康保険税の賦課、減免及び構成を随時行う。	納税義務者に対して国民健康保険税を適正課税する。	目標程度	町民税係以外でも国保税の賦課が出来る職員が増えたため、窓口で何度も担当が入れ替わることが少なくなった。担当不在時でも見込み額書を渡せるようになった。	過誤納防止のための案内文を更正後の納付書等とともに送付はしているが、どの納付書を使ったら良いのか分からなくなるとの話あり(住民)	歳出還付件数が大幅減となったが、単に国保継続の手続きに来られていない可能性が高い。過誤納防止と国保資格の適正化を図ることが必要。	改善して継続	国保の課税根拠についてリーフレットを作成し、納税義務者へ周知を図る。年金受給者一覧を活用して未申告者を減らし適正課税を図る。過誤納防止のための案内文の内容を再検討する。国保手続きの適正化について広く町民に周知する。	国保の課税根拠についてリーフレットを作成し、納税義務者へ周知を図る。年金受給者一覧を活用して未申告者を減らし適正課税を図る。国保手続きの適正化について広く町民に周知する。	
44	固定資産税賦課事業	税務課	土地・家屋を適正に評価し、申告による償却資産を含め価格等を決定し賦課する。減免処理、諸報告等を行う。また、3年毎の評価替えに合わせて、地目や家屋の現況調査や償却資産の実地調査を計画的に実施することで、課税客体の把握に努める。	土地・家屋・償却資産に係る固定資産税を適正に課税する	目標程度	事務の効率化と民間委託の活用により、コストを抑制しながら課税すべき家屋と、現況地目及び償却資産を把握し適正な課税に努めた。また、平成29年度の評価替えに向け他市町や関係機関との協議も行った。納税通知書の発送枚数も昨年と同程度であり、町の誤りによる誤賦課件数も無く目標を達成した。	法令等により町に実施が義務付けられている。	賦課のさらなる適正化のためには、評価替え毎に航空写真や家屋配置データなどの資料を更新したいが、財政的な負担が大きく、資料更新の間隔が長くなりがちである。	このまま継続	固定資産評価審査委員会で審議する案件が生じないよう、引き続き現況地目の認定や適正な家屋評価、償却資産については申告対象物件の把握に努める。また、未評価の家屋については不公平とならないよう確認と課税を進める。	平成27年度と同様とする	
45	収納管理事業	税務課	各窓口や口座振替などで納付された税金の収納滞りについて過誤納された税金等は還付、充当の処理を行い、また口座振替不能者や税金の未納者に対しては催納不能通知や督促状送付、催告等の処理を行う。	課税決定された税金を適切かつ確実に収納する。	目標程度			納税者の納付の行進いや更正により還付・充当処理が発生しているため、その部分を減らす必要がある。	改善して継続	期限内納付、口座振替の推進	前年度と同様とする	
46	滞納整理事業	税務課	滞納者に対して、文書、電話、訪問などによる催告を自主納付を促進する。また、納税意欲がない滞納者に対しては、法に基づき財産状況を調査し、財産の差押え等を実施し、税に充当する。	滞納者の的確な実態把握に基づいての納付指導、滞納者への催告及び滞納処分により、滞納町税を完納してもらう。	目標程度			今後相続人不存在の案件が増加することが見込まれるので、適切な処理が必要。捜索および財産の差押を実施できなかった。捜索は調査の一環としても有効なため、今後積極的に進めていく必要がある。	改善して継続	幅広く調査を行い、換価手続の複雑なものも積極的に処分する。また、調査を通して案件ごとの実態を見極め、法律に基づき適正に処理する。	複数年度にまたがる滞納案件について、法律に基づいた適正な処理を行い、現年度滞納への着手を早期に行えるようにする。	
47	窓口受付事業	税務課	請求者の必要とする証明書を正確かつ迅速に交付する。	町民の生活上必要な証明書類の交付や事務手続きの速やかな運用を図る。	目標程度			請求者が必要な証明書を把握できず、事後になって差し替えを求められることがあった。	改善して継続	過去、差し替えになった例を参考に、必要に応じ請求者が必要とする証明書の内容の確認を十分に行う。	前年度と同様とする	
48	戸籍事務事業	住民課	届出書の審査・受理後、システム入力により、戸籍記載・移転等を行う。これら一連の事務処理を1人が、住民の身分事項を管理することにより、戸籍交付請求に応じて、戸籍謄本・抄本等の証明書発行を行う。	住民の身分事項を適正に管理することにより、住民が必要に応じて(戸籍届、相続手続き、パスポート取得等)、自分の戸籍に係る情報公開請求をすることができる	目標程度			出生簿等報告的届出以外のものについては、事前説明を十分に行い実際に窓口で受理する際の審査時間の短縮に努めた。また、研修会や参考文献等により知識の習得に努めた。	このまま継続	通達や指示等を把握し、特徴的な届出(渉外関係)及び不正届出(虚偽の養子縁組届出)に即応できるようにする。円滑な窓口対応のため、係り内での情報共有に努める。	事務の共通理解が図られるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	
49	住民基本台帳事務事業	住民課	申請(窓口・郵送)を受け、住システムにより住所等の異動を行い、これらにより管理しているデータに基づき、証明書の発行を行う。	住民記録の異動処理を正確に行い、データ管理を適切に行う。これにより住民は諸手続きに必要な証明書の交付を受けることができる。	目標程度			事務処理は正確に短時間で、住民の待ち時間の短縮に努めた。	このまま継続	事務処理は正確かつ迅速に行い、窓口での対応は親切・丁寧に行う。	法改正等に伴う専門知識の習得に努め、正確な事務処理を行う。	
50	印鑑登録事務事業	住民課	本人の申請に従い、印鑑登録・廃止、及び証明書の交付を行う。	住民の実印を登録、管理をすることにより、住民が必要に応じ、財産管理等の手続き等に使用するため、印鑑証明書を交付請求できる。	目標程度			住民の財産に関わる部分もあるため、登録や発行には本人確認を含め正確な事務処理に努める必要がある。	このまま継続	免許証等での本人確認ができない場合や、本人が来庁できない場合等の対応を正確、迅速に行うことにより、窓口対応をスムーズにする。	事務の効率化を心がけ、常に処理の正確かつ迅速化を目指す。	
51	住基ネット関連事務事業	住民課	住民基本台帳を専用の通信回線でネットワーク化し、市区町村間の住民基本に関する共通の事務を行う。	住民基本台帳をネットワーク化することで、市区町村間の住民基本台帳に関する事務ができる。また、住民は全国どこからでも住民票の取得ができる。	目標程度			社会保険・税番号制度の施行に伴い、住民カードが廃止となり個人番号カードの交付が開始されたため、個人番号カードの普及啓発に努めた。	このまま継続	社会保険・税番号制度の施行に伴い、事務の取扱等の誤りがないよう、国県からの情報収集や研修会への参加を積極的に進める。	個人番号カードの普及促進のため広報誌等を利用してPRに努める。	
52	自動車臨時運行許可事業	住民課	自動車臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号票(仮ナンバープレート)の貸与	自動車臨時運行許可を受けようとする者が、栃木県陸運支局ではなく最寄りの市町村で貸与手続きが可能になる。	目標程度			未登録の自動車を車検、回送等のため臨時的に運行しようとする者から申請を受け、迅速、正確に申請内容を確認し、許可証を交付し臨時運行許可番号票を貸与した。	このまま継続	返納延滞者への指導強化のため指針法による事務処理について理解を深める。	交付時の指導を強化することにより、返納延滞数を減らす。	正確かつ迅速な許可及び貸し出しを行う。
53	犯罪、身上調査、後見、準禁治産者関係事務事業	住民課	裁判所、検察庁の通知により、見出帳、名簿の調製、選挙管理委員会への通知をする。検察庁へ犯罪者の戸籍異動を通知する。	当町が該当者の犯罪等を管理することにより、各警察、県が許可業務の際、当町にて照会をかけた資格調査をすることができる。また、検察庁は犯罪者の戸籍異動を把握できる。	目標程度			手引き書に基づき知識の習得に努めた。また、疑問点が生じた場合にはコールセンターに確認し正確かつ迅速に入力した。	このまま継続	情報の保護、秘密漏洩のないように徹底する。	官公署からの照会に迅速に回答する。また、住所地運営への公選通知、新本籍地へ本籍転風通知、検察庁への刑の消滅照会を正確に行う。	データ入力を迅速、的確に行いその後の犯罪事務の流れに遅漏がないようにする。
54	自衛官募集事務事業	住民課	自衛隊員募集の広報掲載、ポスター掲示、成人式でのレフレット配布等により住民へのPRを実施する。	国益・公益のため、十分な自衛官を確保する。	目標程度			毎年度、父兄会役員会、総会、自衛隊駐屯地の視察を行うことにより会員相互の連携を図り、自衛隊募集事務に協力した。	このまま継続	募集案内所と密な連携調整を図りながら、正確な情報伝達に努める。	自衛隊員募集について、広報活動をより強化していくことが必要である。募集内容が多岐であるので広報掲載をし募集周知を図る。	広報掲載をし募集周知を図る。

55	総合窓口関係事務事業	住民課	住民票、戸籍等に係る各種問い合わせや相談の他に、税務課の諸証明を住民課窓口で行い、ワンストップサービスの構築を推進する。	町民にとって利用しやすい行政窓口とする。	目標程度	情報の共有に努め接客対応がスムーズにできるようにした。	特になし	幅広い知識習得のため、他課との情報共有に努める	このまま継続	待ち時間の短縮を更に図り、また税関系の内容の理解に努め正確な対応ができるようにする。	他課との情報共有に努める。
56	旅券事務	住民課	窓口で旅券の申請を受け付け、審査後、旅券センターへ申請書を送付。センターから旅券が届いたら、申請者への交付を行う。	住民が、戸籍簿・抄本の取得と併せて町窓口で旅券申請や、受け取りができる。	目標程度	申請受付時に写真の規格、ペーパー表記の確認、二重発行のチェックに重点をおいた	特になし	申請者への適切な案内に努め、申請受付から旅券交付までスムーズに申請受付をする。	このまま継続	旅券申請者の本人確認における厳格な審査により、不正取得防止に努める。	県旅券センターとの連携等で、申請書の審査や旅券の交付を正確かつ迅速に行う。
57	国民健康保険の資格管理事業	住民課	国保から社保または、社保から国保などの資格の異動を適切に処理する。	資格の取得漏れで医療機関で10割負担とならないように、また社会保険等との二重登録がないようにする。	目標程度	年金事務所への照会・確認により、退職被保険者該当者に対して職種による切り替えを実施したことにより、被保険者が来庁して届出する手間を省いた。退職者被保険者適用80件、年金事務所からの資格異動者リストを活用し、社会保険加入者へ国保喪失手続きの勧奨通知を送付144件	特になし	保険料を納付しにくいという理由で、加入手続きを拒否する方への対応。社会保険に切り替わったことの手続き漏れによる二重保険加入者への対応。	このまま継続	退職者医療制度が平成26年度で廃止になったことにより、基本的には退職被保険者の新規加入者はいないと考えているが、遡って加入した場合は退職被保険者になるかどうかの確認が必要。保険切り替えの手続き方法の広報は従来の広報紙を活用するほか、フェイスブックによる周知を実施し、若い世代へも働きかける。20歳の国民年金加入届け時を活用し、就職・退職した場合に必ず届け出が必要であることを周知する。	税・社会保障番号制度により手続き等の制度改正についての的確に把握し、対応する。
58	国保給付事業(療養諸費)	住民課	医療機関でかかった医療費について医療機関からの保険請求に基づき審査を行い、国保連合会を通して保険者負担分の支払いを行う。	適正に医療費の保険者負担分を支払うことで、被保険者が医療を受ける機会を確保する。	目標程度	レセプトの二次点検の実施(850件、医療費減額98万円) 社会保険加入にもかかわらず、国民健康保険で医療の給付を受けた不当利得者に対し、医療費返還請求(43件) 頻回受診者調査(3件)	医療費の上昇を抑える。	被保険者の資格の適正化とレセプトの点検による過払いの抑制	改善して継続	ジェネリック医薬品の利用率を上げ、医療費の上昇を抑える。柔整師の受診についての広報を実施し、保険適用と適用外について周知する。24時間電話健康相談事業の周知を図り、夜間、休日診療についての適正受診を図る。	適正な給付を実施していく。
59	国保補助金等交付申請事業	住民課	負担金や補助金等の算出根拠となる資料を作成し、国や県などに対し申請及び受領を行う。また、国民健康保険に関する事業報告書を作成し県に報告する。	国や県などの負担金・補助金の適切な算定及び受領を行い、国保事業会計の安定化を図る。	目標程度	年金事務所への照会・確認により退職被保険者該当者に対して職種による切り替えを実施(80件)	特になし	補助金制度の正確な知識の習得	改善して継続	平成30年度に都道府県広域化することにより制度改正についての知識を深める必要がある。また、交付申請時には複数職員による点検を実施する。	研修会・説明会への参加や、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
60	国保運営協議会	住民課	公益代表4人、被保険者代表4人、医師・薬剤師4人で構成され、国保事業運営に関する重要事項を審議する。	制度改正や国保税率改正、予算や決算など重要案件を諮問し、意見を基に国保事業を円滑に進める。	目標程度	予算・決算、国保税限度額、条例改正、制度改正、特定健診受診率向上のための取り組みについて審議した。	特になし	国保運営について、健全な運営ができるよう審議していく。	このまま継続	国保の都道府県広域化を視野に入れ、町国保の健全な運営を審議するため協議会を開催する。	協議会の運営により、国保事業運営の健全化を図っていく。
61	国保保健事業	住民課	健康教室の開催、24時間健康相談事業の実施、特定健診の実施、人間ドックの助成及びジェネリック医薬品普及事業等を行う。	国民健康保険被保険者の健康維持・増進を図り、医療費削減を図る。	目標未達成	①人間ドックの委託先を1医療機関追加し、受診機会を増加②健診日を3日追加し、1月まで延長③未受診者を5つのタイプに分け、タイプ別の受診勧奨メールプリントを作成し発送。また受診見込が高い方へ電話による受診勧奨④24時間電話健康相談の案内を各種通知・広聴。各町サイエンスの電話案内配付及び窓口での説明⑤ジェネリック医薬品希望カード全員配布及び差額通知発送(年2回)	受診率の向上、医療費の適正化	・医療機関受診中との理由で受診を拒む方への受診勧奨の工夫 ・勤務先で健診実施者への対応方法 ・24時間電話健康相談の周知方法	改善して継続	①データヘルス計画を策定することにより被保険者の特性を把握し、効率的な保健指導の実施。例えば、糖尿病予備群の者を抽出し適切な保健指導を実施することで糖尿病性腎症重症化を予防し、人工透析患者の増加を抑える。②隣の市にある医療機関へ人間ドックを委託し、町民が利用しやすい環境を増やす。③24時間健康相談については、携帯電話からも利用できることを広報紙や案内カードの配付により周知する。④ジェネリック医薬品差額通知の年3回発送⑤柔整復旧に施術を受けられた方への患者調査	高度な医療を要する疾病の増加により、医療費は年々増大している。特定健診の受診率を上げ、疾病の予防と早期発見を促し、また特定保健指導の実施率を上げ生活習慣病等の予備軍を減少させ、ジェネリック医薬品の広報をさらに継続することにより利用率を上げる。また、レセプト点検を強化することで医療費の上昇を抑える。
62	国民年金資格管理事業	住民課	国民年金への加入、脱退の手続き年間関係書類の受理推進、国民年金制度の広報、国からの交付金について申請等を行う。	町民が適切な国民年金を受給できるようにする。	目標以上	国民年金への加入脱退、年金関係書類の受理推進、国民年金制度の広報、国民年金事務委託金交付申請書の提出 免除申請が2年前から申請できることになったため、窓口来庁者が増加した。フェイスブックによる若い世代への年金制度周知を実施した。また、後納制度の周知、基礎年金番号流出への対応。	年金受給に関して、国民年金以外の年金手続きに関する知識	年金の必要性を理解しない若年層に対して、年金制度の普及と納付意識の向上に対する取り組み	改善して継続	改正される年金制度に対する的確な事務及び年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。被保険者の老後の安定した生活を維持できるよう、制度の周知、窓口での相談等で年金制度の理解を広げる。	年金制度への知識を高め、個人の状況に合わせたきめ細やかな対応をする。被保険者の老後の安定した生活を維持できるよう、制度の周知、窓口での相談等で年金制度の理解を広げる。
63	後期高齢者医療に関する事業	住民課	賦課決定された保険料を徴収して広域連合に納付する。資格異動等届出、給付費等申請書の受理・審査、広域連合へ進達を行う。	高齢者が安心して医療を受けられるようにする。	目標以上	新たに被保険者となった方で、納付が確認出来ない方に対し、督促状を送付する前に電話による納付勧奨を行い、新規滞納者を防いだ。また、電話催告のほか、随時訪問により納付指導を行い、滞納額の減少に努めた。 税務課と滞納者の情報を共有し、納付勧奨を行った。	特になし	高齢者に分かりやすい広報等の工夫	このまま継続	口座振替納付の勧奨や、滞納者に対する電話・訪問徴収の強化	国保税滞納者が後期高齢者になることにより、新規滞納者となることが予想されるため、個々に応じた納付指導を実施することにより、新規滞納者の増加を防ぐ。
64	環境基本計画の策定・推進事業	環境課	環境基本計画推進委員会、環境審議会を開催する。益子町第2次環境基本計画を実行する。	益子町が目指す環境像「自然を慈しみ、安らぎはくむ、陶の里」を町民と共に実現する。	目標程度	事業の実施結果は、活動指標及び成果指標の7とおり、益子環境Weeksの参加団体数は126+H27と17団体だが、参加人数は約460人増となった。	環境ボランティアとしての地元学生の参加	環境Weeksの参加人数目標数を振興計画のめざそう歳900人に達することができた。今後は、既存団体及びその会員等にとまらず、新たな活動人材の掘り起しが必要である。	改善して継続	地元学生の環境ボランティア学校の参加を募るなど、町内の環境活動の環(わ)を広げる。	益子町第2次環境基本計画の目標年次が平成34年度であるため、目標達成に向け計画の遂行に当たる。
65	ごみの不法投棄対策事業	環境課	清掃監視員並びに環境保全協力員による不法投棄監視パトロール等を行う。不法投棄防止の看板を設置する。年2回全自治会において清掃・美化運動に取り組む。	町民が快適に暮らせるように、ごみが落ちていない美しい町を維持する。	目標程度	環境保全協力員や住民からの通報をもとに不法投棄の早期発見に努め、迅速に対応した。行方不明を特定した際は警察と連携し、適切な指導により再発防止にも務めた。	防犯カメラの設置(増加)	人の目が届きにくい、山林や林道の監視	改善して継続	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールを強化するほか、投棄の多い場所には監視カメラを設置し注意していく。	清掃監視員並びに環境保全協力員のパトロールの効率化。啓発活動の実施。

66	ごみの減量化・資源化事業	環境課	・資源物回収団体に奨励金交付。 ・資源物回収機等の補助金交付。 ・生ごみ堆肥化事業。 ・小型家電、廃食用油の拠点回収。	ごみの減量化及び資源化に対する町民・事業者の意識が高まって、資源化率向上に積極的に取り組む。	目標程度	・資源物回収団体は、本郷東自治会の新規登録があり、現在未実施自治会は4自治会である。回収量はごみ処理広域化の影響が昨年増加しており、今年は伸び悩みの傾向である。 ・生ごみ処理事業はステーション回収量が減少している一方、事業系生ごみが増加してきている。 ・町独自の事業として、小型家電及び廃食用油の回収を開始した。	夏場の生ごみ置き場の臭い対策。 小型家電の定期回収の実施。	・自治会の資源物回収品目を増やせないか。 ・町民自治会未加入者の資源物回収の機会を設ける。 ・生ごみ置き場の臭い対策。 ・エーステーションに搬出される資源物(紙類)の町内資源化。	改善して継続	・資源物回収については、回収品目の増加をよびかけ、未実施自治会の参加を促す。 ・分別対象品目を増やし、ごみ減量と分別意識の向上を図る。 ・自治会未加入者でも資源物を出せるように、そして住民の資源物排出の利便性向上をはかるため、毎月第1土曜日を役場で資源物回収(多品目)を試行的に実施する。 ・生ごみ処理事業については、処理量を目標の500tを維持できるように住民・事業所に生ごみの分別を働きかける。また、自家処理についても推奨し、補助金や普及促進事業のPRをする。	資源の分別について定期的なPRし、住民のリサイクルへの関心を高める。
67	公害対策事業	環境課	公害苦情の原因者を指導し解決に向けて対応する。併せて工場・事業所などの監視を行う。大気汚染防止のため野焼き禁止の指導を行う。定期的な河川等の水質検査を実施する。	町民や事業所での公害に対する意識が高く、公害のない河川の水質も適正に保全された生活環境を維持する。	目標程度	公害苦情処理には、成果指標実績見込み58件のほかに相談や情報提供程度の軽微なもの(敷地の適正管理、スズメバチ等)が26件あった。	特になし	野焼きに対する理解(野焼きをする側、被害を感じる側)を深める必要がある。また、土地の所有者や河川、用水路等の管理者、排水者(排出者)の、土壌や水質の汚染防止等に対する管理責任について理解を高めなければならない。	このまま継続	広報紙等を活用し、野焼きなど公害防止への啓蒙強化を図る。盛土などの情報収集及び現場確認を行う。苦情内容等による分類を明確にした台帳整備し、事業の完結に努める。	公害防止の啓蒙及び指導の徹底。
68	畜犬登録及び狂犬病予防事業	環境課	犬を取得した時の登録及び狂犬病予防注射集団接種。ペットの正しい飼い方のPR。野犬捕獲。遊犬手術費の補助金交付。	ペットが正しく飼養され、狂犬病の発生も無く、町民が安全で快適に暮らせるよう維持する。	目標程度	注射頭数1042頭。遊犬手術費補助金交付(犬11頭、猫74頭)。 狂犬病予防注射未接種犬を中心とした台帳整備を実施した。	遊犬手術補助金について、雄も対象にしてほしい。複数対象にしているとの声があった。のら猫の捕獲などの対策を求められた。	未登録犬の登録勧奨及び狂犬病予防接種の啓蒙が必要。のら猫問題への対策。	このまま継続	広報紙等を利用して、飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らす。定期的な台帳整理を実施する。飼養の指導については動物愛護指導センターと連携して行う。	飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らす。動物愛護指導センターと連携する。
69	ごみの収集及びし尿処理に関する事業	環境課	各機関と連携し、一般廃棄物を計画的かつ効率的に収集・処理する。ごみステーションの設置を推進し、ごみ収集用コンテナの使用を徹底する。	ごみが適切に処理され、町民の衛生的な生活環境を維持する。	目標程度	ごみ処理広域化2年目ということで、ごみの分け方・出し方などについては、ほぼ周知が図られてきている。資源物である衣類については、従来より資源化不適合の割合が多い。	ごみステーションへの不適正排出(自治会員以外のものによる)問題。	不適正排出者に対する効果的対策。	このまま継続	衣類については、資源化できていない現状を町民に理解してもらったため広報により周知を図る。粗大ごみ個別収集事業のPRや内容の検討。不適正排出者に対する効果的な対策を検討。	分別区分や排出方法で発生した問題点を解決し、円滑に事業を進める。
70	放射線環境対策事業	環境課	町民の空間放射線量を定期的に測定して公表する。町民に空間線量測定用の貸出を行う。町内産の食品の放射性物質を測定し、結果を公表する。	町民が放射能に怯えることなく、安心して暮らせる。	目標程度	空間線量については調査地点を公表し、定期的に測定して結果を公表した。食品放射性物質についても専用の測定機器により検査の実施(一般及び学校給食)、検査結果を公表した。	食品放射性物質簡易検査のニーズについては、減少傾向にある。	これまでの測定値を踏まえ、測定回数、回数を見直し。	このまま継続	住民ニーズの把握。職員のスキルアップにより測定効率化を図る。	住民ニーズを探りながら、必要に応じた制度運営を行っていく。
71	鳥獣保護管理事業	環境課	猟友会に委託して有害鳥獣を捕獲して個体数調整を図る。	鳥獣の適正な個体数調整を図り、農作物被害や農地等における鳥獣被害を軽減する。	目標程度	昨年度から国の補助事業である緊急捕獲事業が実施されたことにより捕獲従事者の士気向上につながり、また本年度は2月1日(昨年度は3月14日)から有害鳥獣の捕獲許可を出した。	引き続きイノシシ捕獲対策を強化してほしい。	有害鳥獣の捕獲が主たる事業であるが、防護柵の設置、やぶの草刈りや放任果樹の排除が農家をはじめ住民の防護も重要である。	このまま継続	有害鳥獣の捕獲については猟友会に委託しているため、事務としては鳥獣捕獲許可等の事務処理が中心となるが適切な許可等の発行に心がける。また、環境課が町猟友会の事務局となっているため適正な事務処理を心がける。	緊急捕獲事業内容が平成27年度に一部変更予定なので、猟友会会員へ周知捕獲への士気が維持できるようにする。
72	森林計画・経営事業	環境課	森林計画に基づく伐採等届出の適正な運用に努める。また、とちぎの元気な森づくり事業を活用し、里山林の整備及び管理を行う。	森林機能保持・保全のため、森林計画に基づき健全な森林を育てる。	目標程度	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業を活用し、予定どおりの面積の整備を行うことができた。	事業の実施期間が平成29年度までとなるが平成30年度以降も引き続き継続された。	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業への参加集落の掘り起こし、管理費の交付が終了した箇所継続的な維持管理。	このまま継続	森林計画に基づいた各種届出の適正な運用を行い、健全な森林管理に努める。また、とちぎの元気な森づくり里山林整備事業についても、目標以上の成果を上げられるよう関係者との協議の上、迅速かつ適正な事業実施を図る。	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業が平成29年度に事業参加集落の掘り起こしを行い、引き続き整備箇所の拡大を図る。
73	町有林・林道管理事業	環境課	町有林管理委員会の開催、森林園芸保険の加入、町有林管理(伐採、下刈り)、前沢町有林に駐車場を設置、林道5路線の維持管理	民有林道5路線の維持管理や町有林の整備・管理を行うことにより、益子の貴重な資源である自然景観を維持する。	目標程度	前沢町有林に訪客者のための駐車場2箇所を設置した。また、高峠町有林の伐採搬出を行い、道の駅に活用する木材として提供した。	前沢町有林の整備を含めた今後の活用等	前沢町有林については整備に向けての計画策定が必要。他の町有林についても利活用の方向性について検討が必要。	改善して継続	前沢町有林について、今後の整備活用計画について検討する。また、他の町有林に対しても、森林経営計画に基づいた伐採、木材の活用の方向性について検討する。	林道については継続的な維持管理に努める。町有林については、森林経営計画に基づいた間伐や下刈り等を行い機能維持に努めるとともに、木材の有効利用も推進していく。また、前沢町有林については、整備活用計画を策定する。
74	鳥獣害対策事業	環境課	県、鳥獣管理士及び地元農家と被害調査のための集落点検や学習会を実施し、防護柵の設置後にそれらを検証等とする。	被害に強い集落づくりのためのモデル事業の実施	目標以上	西明寺地区農家代表者との打合せや意見交換から始まり地元説明会で合意形成が得られモデル地区事業が実施できた。	地域での被害対策の取り組みも重要である。	高齢者の農家があり、電気柵設置等の努力が要する活動の場合は参加ができない場合も想定される。	このまま継続	ソフト事業からハード事業になる防護柵や電気柵を効果的設置に向けて検討する。また、補助金等の事務を適切に処理をする。	設置した防護柵や電気柵が効果が得られているかなど、事業全般にわたり検証をする。
75	地球温暖化対策事業	環境課	再生可能エネルギーの普及啓発を行うとともに、太陽光発電システム設置家庭に補助金を交付する。	地球温暖化防止のために住民一人ひとりが率先して参画し、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を行う。	目標程度	太陽光発電システム設置費補助金は目標の達成件数となったが、これはシステム設置の価格が下がっただけでなく、町民の再生可能エネルギーに対する意識が高いことと考えられる。町の事務事業に対する二酸化炭素排出量の増加については、原子力発電停止により電気使用量の排出係数が増加したため目標を達成できなかった。今後も温室効果ガスの削減にむけ、庁内で積極的に省エネルギーに取り組む。	特になし	今後も町民の再生可能エネルギーに対する関心は深まると思われるので、太陽光発電だけでなくペレットストーブ等、別なエネルギーの普及。	このまま継続	温室効果ガス削減に向け、公共施設の屋根貸し事業や避難所となっている公共施設に太陽光発電システムの設置を図るとともに、町民に対して太陽光発電システムだけでなく、木質バイオエネルギー等、他の再生可能エネルギーについての利用・普及に向け検討。	設置金額が低下しているため、太陽光発電システムの補助金額については見直しを考える。
76	障害者支援事業	健康福祉課	障害者自立支援給付、障害程度区分認定審査及び審査会の運営、補装具費・日常生活用具費の給付、地域生活支援事業費給付、障害者手帳の交付事務。	障がい者(児)が住み慣れた地域で自立して生活できるようにする。	目標程度	障がい福祉サービスは、障がい者の職業その他日常生活の能力の向上を図ること。また、障がい児においては、将来社会人として自立・独立するための下地を育成・助成することを目的とするため、必要不可欠である。	特になし	事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。

77	旧軍人・戦没者遺族関連事業	健康福祉課	益子町戦没者追悼式の開催、法に基づき軍人恩給、特別弔慰金、各種給付金及び関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助、町連族会連合会が行う会議や諸会務の援助。	旧軍人、戦没者遺族の生活の安定を図るとともに、住民の戦没者追悼の念と平和を祈念する心を醸成する。	目標程度	戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように遺族会の役員に働きかけた。追悼式に用いる献花の数を精査して経費削減に努めた。	戦没者追悼式にもっと多くの参加者が集めるようにと話をされる。また、いつまで開催していくのか問われる。	遺族会会員の高齢化や会員数の減少。世代交代による戦没者追悼式への参加意識の低下。	このまま継続	国や関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助については、法律に基づいて実施している事業なので町単独で改善は難しい。恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように引き続き遺族会の役員に働きかける。	恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえるように引き続き遺族会の役員に働きかけていく。
78	心身障害者医療事業	健康福祉課	高度かつ継続的な治療を要する身体障害者児に自立支援医療費(更生医療・育成医療)給付。重度心身障害者に医療費の助成をする。在宅で通院する精神障害者の治療を行う方の自立支援(精神通院)医療の認定申請を受け、進捗を行う。	心身障害者の経済的支援を図るため	目標程度	自立支援医療に関する更生医療、育成医療、精神通院医療については、障害者総合支援法に基づく支援義務がある。重度心身障害者医療費助成事業については市町の事業であるが、重度心身障害者の経済的支援を図るため必要不可欠。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	特になし	生活保護費受給者の入院で年間700万、通院で年間400万の更生医療助成額の増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。
79	町営住宅運営事業	健康福祉課	住宅及び敷地内の維持管理、入居者管理、住宅使用料の算定・収納を行う。	住宅に困窮する低所得者に住居を確保する。	目標程度	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)と星の宮住宅(旧住宅 昭和44年～昭和48年築)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。	監査委員より、悪質な滞納者については退去してもらうような対策をするように指摘される。	老朽化による修繕料の増加傾向。住宅使用料の未納額の増加(徴収率の低下)。	このまま継続	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)と星の宮住宅(旧住宅)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅(昭和50年～昭和55年築)と星の宮住宅(旧住宅)の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。
80	福祉バス管理運営事業	健康福祉課	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化を図るため福祉バスの運行・管理を行う。	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化	目標程度	安全運行や修繕費抑制のため、より入念な日常点検を行う。また、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。	特になし	福祉バスは平成10年8月の登録で老朽化が見受けられる。運転手の労務管理に細心の注意が必要。	このまま継続	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。車両の一元管理などを検討していく。	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。車両の一元管理などを検討していく。
81	福祉関係団体・各種委員活動支援事業	健康福祉課	社会福祉協議会、民生委員協議会補助金の申請受付、補助金の支出。民生委員の選挙、民生委員協議会の開催、民生委員・児童委員の研修会のとまり対、民生委員・児童委員の相談対応。	民生委員・児童委員や福祉関係団体等が円滑に活動できるようにする。	目標程度	民生委員・児童委員、及びその活動に関する担当部署との連携が良好に行われていたこともあり無事に運営ができた。	特になし	民生委員・児童委員の担い手を確保することが年々難しくなっており、今後の改選については厳しくなっていく予想が出来る。高齢化・核家族化により民生委員・児童委員の活動量や負担が徐々に増えているため、積極的な支援が必要。	このまま継続	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や、民生委員協議会への補助が必要であり、また、住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員への支援にも積極的に取り組んでいく。	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や、民生委員協議会への補助が必要であり、また、住民の相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員への支援にも積極的に取り組んでいく。
82	母子家庭・ひとり親家庭支援事業	健康福祉課	児童扶養手当認定請求書及び変更届・現況届等の受付。ひとり親家庭医療費支給資格申請の受付及び医療費の助成。進児手当の認定請求書の受付及び進児手当の支給。	母子家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を推進すること。ひとり親家庭の生活基盤の安定と心身の健康増進に資するため、医療費の自己負担分を公費で助成し、経済的な軽減を図る。	目標程度	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	特になし	特異なケースが発生した場合など、マニュアルにないで県などとの連携が必要になるため、時間がかかってしまう場合がある。	このまま継続	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。
83	児童虐待・DV対策事業	健康福祉課	虐待や要保護児童の通告先として市町村が追加されたことによる、通告時の初期対応。要保護児童対策地域協議会の運営。虐待やDVについて、支援・助言・情報提供を行う。	保護を要する児童や配偶者を早期発見し、適切な保護を図り、虐待等の被害抑制と生活環境の健全化を図る。	目標程度	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施。	特になし	虐待や要保護児童ケースの援助方針・進行管理に努めているが、児童福祉士のような専門的な知識や技術があると、さらに難しいケースに対応できるのではと思われる。	このまま継続	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。	虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。
84	児童手当支給事業	健康福祉課	児童手当の支払、現況届の発送・処理、各申請の受付・審査を行う。	児童手当は中学校修了前の児童を対象とし、家庭生活の安定、児童の健全育成のため、また次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援する。	目標程度	国の方針に従い実施。	特になし	特になし	このまま継続	国の方針に従い実施していく。	国の方針に従い実施していく。
85	保育所運営事業	健康福祉課	保育所入退園受付事務 保育所運営費の支弁 特別保育事業等の補助	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育に欠ける就学前児童に対し、保育所において保育を行う。	目標程度	過年度の滞納整理を行ったが、保育料の滞納額を0円にできなかった。また、現年度分の未納額については督促などを行い納入を促した。	特になし	保育料の算定を行うに当たって、住民税・所得税に関する知識が必要となる。	このまま継続	引き続き過年度の滞納整理を行い、保育料の滞納額を減少させる。また、現年度分の未納者についても督促などを行い納入を促す。	過年度の滞納整理を行い、保育料の滞納額を減少させる。また、現年度分の未納者についても督促などを行い納入を促す。
86	感染症予防事業	健康福祉課	・定期接種・BCG、4種混合、ヒブ、肺炎球菌、麻疹・風疹混合、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌 ・任意接種：おたふくかぜ、水痘、高齢者肺炎球菌、成人風しん(麻疹・風疹混合)	予防接種を実施することにより、伝染性疾患の発生やまん延を予防し、住民が健康的な生活をおくることが出来る。	目標程度	・予防接種については法改正なしのため、H26年度同様の内容で実施した。 ・結核検査は、成人健診の肺がん検診へ統合した。 ・接種勧奨の実施時期・方法の見直しにより、接種率は増加の見込み。 ・引き続き積極的接種勧奨見合わせ：子宮頸がん(H25.6月～現在)	特になし	引き続き、新興感染症に対する対応等、社会情勢の変化に即応した対応が望まれている。	改善して継続	・B型肝炎ワクチンの定期接種導入が予定されている。(H28年10月) ・任意インフルエンザについて、1歳～小学6年生までの助成回数を現行1回から2回にする。 ・安全に事業が実施されるよう、対象者への情報提供や法改正に伴う実施体制の整備をするとともに、各ワクチンの接種率の維持、向上に努める。	引き続き、安全な事業の実施、運営に努める。制度の改正や新興ワクチンに関する情報の収集、分析をし、事業の展開に活用する。
87	食育推進事業	健康福祉課	食生活改善を基本とし健康づくりのポータル食生活改善推進員による栄養普及活動の推進の支援	食生活改善推進員を養成し食育の推進を図り町民の意識の改革を促し、町民の心身の健康増進に努める。	目標程度	健康まつりにかむかむパワーアップおやつ200食を提供した。また県のTUNAGU事業で高血圧指導のため家庭訪問を実施した。	食生活改善推進員の活動の場は広く、期待度も高い。	食生活改善推進員への県からの期待は大きく疾病予防の教室までも期待されておりその知識の獲得が今後の課題	このまま継続	会の運営に協力しながら自主性を育成していく。	健康増進のためには食生活は欠かすことのできないものであり今後も活動普及していく。

88	保健センター 維持管理事業	健康福 祉課	施設点検と修繕、施設管理業務委託、消防訓練などを実施する。	利用者が安全かつ快適に施設を利用できるようにセンターの管理や設備の充実を図る。	目標程度	施設内の事故を未然に防ぐとともに施設設備の故障については素早い対応で修理し来所者には快適に施設を利用してもらえるよう努めた。2階手洗いの漏水を修繕する。	特になし	調理室の壁のクロスがはがれてきている。センターの外壁がだいぶ汚れてきている。屋根瓦のゆがみもある。	このまま継続	利用者が安全で快適に施設を利用できるようにセンターの管理に努める。	保健センターは昭和61年竣工現在30年目であり汚れや傷も出てきており補修工事の予算化が必要
89	健康づくり意識 啓発事業	健康福 祉課	町事業の企画、実施と各自主団体活動を支援する。また、意識調査を実施し各種事業に反映する。	町民が自発的かつ健康づくりの意識を高めるとともに場所の提供を行う。	目標未達成	歩け歩け大会は県内で実施、参加者数は、年々減少傾向である。平成27年度より健康まつりは産業祭と同時に町民のまつりとして開催された。会場、開催時間の変更により内容を縮小して実施、参加者数も減少している。	歩け歩け大会は、町内・県内・県外と要望がある。健康まつりは、骨密度測定や血管年齢の測定の要望が多かった。	歩け歩け大会については計画実施に時間を要する。行き先の選定が難しい(34回実施している)参加者の年齢が高齢化している。健康まつりは内容の検討が必要である。	改善して継続	H28年度は、歩け歩け大会は県外を予定。参加者の状況により身近な場所でのウォーキングの推進を検討する。健康まつりについては会場や開催時間が変更となり内容等を検討し実施する。	歩け歩け大会については内容を要検討
90	こども・妊産婦 医療費助成事業	健康福 祉課	医療費助成申請があった者に対し、医療費(保険診療分の自己負担分)のうち、1しセトあたり500円を控除した額を助成する。所得制限なし。3歳未満は現物給付(500円自己負担なし)	医療費の支出を公費で負担することにより、疾病の早期発見と治療を促進する。出産・育児にもともなう経済的負担の軽減を図る。	目標程度	医療費申請方法等をお知らせ版で周知し、未提出者に申請を呼びかける。また、搬入口座の確認及び正確な入力徹底する。	現物給付対象者(現在:0歳〜未就学児)の年齢引き上げの要望あり受給対象者(中学生まで)を高校生まで拡大の要望あり	栃木県でも医療費助成制度について、単独事業で助成範囲を拡大している市町が増えている。今後、各市町の実施状況を踏まえた上で、実施すべきを検討していく必要がある。	このまま継続	変更に来た方に関して、資格者、保険証、口座等、変更が他にも及ばないか、また、旧履歴のままになっていないかな併せて確認する。また、現在、紙媒体で来所予定者を整理しているが、今後、システムの「メモ」機能を使用する。	事業を継続することで、疾病の早期発見と治療を促進し、出産・育児にもともなう経済的負担の軽減を図る。
91	出産準備手 当・不妊治療 費助成事業	健康福 祉課	出産準備手当:胎児1人につき3万円を支給する。 不妊治療費助成:不妊治療に要した費用の1/2以内(限度額15万円)を補助する。どちらとも所得制限なく、滞税滞納者は不支給。	妊婦や、不妊治療を受ける夫婦の妊婦や出産に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てる環境を整える。	目標程度	引き続き出産準備手当、不妊治療費補助金等、住民意識への定着を図るため、母子手帳交付時の説明やお知らせ等での周知を徹底する。(出産準備手当に関しては、母子手帳の「妊娠の経過」のページに付箋で、『妊娠22週以降出産準備手当申請できます』という注意書き貼り付けることで、電話連絡を廃止することで事務の改善につながった)	特になし	出産準備手当から出産祝い金への制度移行への検討 【理由】 ・支給対象者を申請から認定まで益子に住所があり、妊娠22週以降の妊産婦としているので、支給後すぐ転出してしまふ方のため ・未申請の方へ電話連絡しているが、流産をされていくケースや完納証明書が発行できなかったりと事務の負担が大きいため	このまま継続	引き続き事務の軽減化に繋がるものを念頭に置きながら正確・迅速に事務を遂行する。	妊婦や不妊治療を受ける夫婦の妊婦や出産に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てる環境を整える。
92	母子保健事業	健康福 祉課	乳幼児健診・歯科検診・フッ素塗布、両親学級、育児相談・サロン・サークル、乳児全戸訪問事業、思春期保健対策事業、ことばの教室、発達障害児早期発見事業、離乳食教室、栄養相談・教室、妊婦健康診査(検査費助成)	母子の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防を図り、安心して子育てのできる環境を整備する。	目標程度	＜成果指標＞平成26年度は前年度の受診率向上の成果を受け、全乳幼児健診対象者に対しての個別通知を開始。受診・実施率の維持が図れた。通知の導入により未受診者への介入が容易になった。	特になし	ニーズの多様化や複雑化する家庭環境に向き合いながら、母子が健やかに暮らせるよう支援するためにも、関係機関との連携を密にする必要がある。また、支援者の資質向上のためのスキルアップに努める。健診未受診家庭への対応を、できる限り早期に実施し、養育環境の整備を図ることで虐待防止に努める。	改善して継続	母子を取り巻く社会情勢や育児環境が多様化・複雑化する中、的確にニーズを捉え、妊娠前から育児期、思春期等、切れ目のない母子保健サービスを提供する。新まちこ未来計画による『育脳プログラム』「プラスター」・「セカンドブック事業」の開始により、子どもの発達促進への支援の拡充を図る。	母子が健やかに生活できるよう、妊娠、出産、育児と切れ目のない母子保健サービスの提供を図る。
93	健康増進支援 事業	健康福 祉課	住民の疾病予防と早期発見、健康意識の向上による健康の保持増進を目的とし、がん検診、歯周病検診、骨密度検診、肝臓ウイルス検診を実施する。保健指導・栄養指導を実施する。	住民が検診を受診することにより、疾病の早期発見・早期治療を行えるようになる。また、受診者各自の健康意識を高めることを目指す。	目標以上	乳がん・子宮頸がん・大腸がんすべてのがん検診で受診率約4〜5%アップした。H25〜前年度受診者に今年度検診日程の予約を入れたはがきを通知。また、健康づくり年間予定表に申込用紙を折り込み、申し込みを受け付けた。検診予約日2週間前に問診票、検便検査容器を送付。乳がんは40歳、子宮頸がんは20歳、大腸がんは40・45・50・55・60歳の節目年齢においてがん検診無料クーポン券を発送している。がんの発見結果は2年間を過ぎて報告している。26年度はがん44名ががんが見つかり隠れは4名であった。27年度は報告の途中ではあるが、7名がんが見つかった。	待ち時間が少なく、スムーズな検診。検診についての情報発信。駐車場の確保。	継続受診者の増加、未受診者を減少。受診拒否者への対応。	このまま継続	継続受診者の増加および未受診者の軽減のために検診の必要性等について啓蒙活動を強化、受診動機を積極的にしていく。通知や電話にて動員を行う。「検診を町で実施していることを知らない」という町民がいないように情報を発信していく。	検診の受診率向上、継続受診及び未受診者動員のためPRを工夫する。
94	高齢者対策事業	高齢者 支援課	老人ホーム入所措置、敬老のつどいの開催、いきいきクラブ・シルバー人材センターへの補助、敬老祝金の支給、緊急通報システムの運用、寝たきり老人介護手当の支給、生きいき在宅生活支援事業の委託、手押し車購入費助成等	高齢者が生きがいや誇りを持ち、楽しく安心して暮らしてできるようにする。	目標程度	各事業滞りなく実施した。敬老のつどいは、若手有力歌手との早期契約により開催が実現、予想を上回る実績があった。いきいきクラブの会員の確保については、各単位の会員で加入促進ツアー等を開催し、勧誘に努めてきたが、会員減となった。	いきいきクラブ等の活動を引っ張っていく、地域リーダーを見つける必要がある。	問題:いきいきクラブ会員の高齢化課題:シルバー人材センターの収益増対策	改善して継続	いきいきクラブの会員数が自然増になるには、根本的なこととして、クラブの魅力を高めることが重要である。現在行っている活動を見直すことや、活動内容を地域の方に知ってもらうこと、また、現若手会員による勧誘などにより、支援策を進める。シルバー人材センターについて、会員(特に女性)の増加や新規業務の開拓を図り、事業の充実を図る。	高齢者の社会参加や生きがいづくりの施策は、健康増進や介護予防にも繋がるものであり、継続して進める必要がある。
95	地域包括支援 センター事業	高齢者 支援課	介護予防ケアマネジメント、包括的支援業務、高齢者権利擁護・虐待防止等、高齢者総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。	目標程度	総合相談業務について、包括支援センター内で毎日打合せを行うことにより、個々の相談内容を全員が把握し、各職種知識を生かしたきめ細かな支援を早期に行うことができた。また、定期的に介護支援専門員連絡会を開催し、情報交換・資質の向上を図った。	社会福祉協議会による法人後見制度を利用した権利擁護の推進。振り込み詐欺等の被害防止対策の推進。	高齢化や社会の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が年々増加している。生活支援、相談、困難事例も増加すると予想される。	このまま継続	要支援者ケアプランの作成、権利擁護・虐待防止、総合相談等、従来の業務に加え、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業の準備に向け、地域の問題把握・課題解決に向け、地域ケア会議を実施し、地域包括ケアシステムの構築を進める。	在宅医療と介護の連携、認知症対策の平成30年4月実施に向けた取り組みを進める。
96	介護予防事業	高齢者 支援課	ふれあいサロン推進事業、介護予防教室	高齢者が要介護状態等になることを未然に防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。	目標以上	介護予防教室終了後、自主教室として活動できるよう支援することで、継続的な介護予防が行われた。また、高齢者サロンを増設することで。	介護予防活動の更なる充実 高齢者サロンの開設・運営に対する支援	高齢者の自主教室では、運営について定期的な支援が必要。教室数の増加に伴い、ボランティアの育成が重要である。	このまま継続	介護予防を進めていくにあたり、ボランティアを育成・支援していくとともに、予防事業参加者が増えるよう周知していく。	身近な場所で介護予防事業に参加できるような環境を整える。事業を支えるボランティアを育成・支援していく。

97	介護保険料の賦課徴収事務事業	高齢者支援課	介護保険法第129条に基づき、第1号被保険者に対し、介護保険料の適正な賦課を行い、徴収する。	介護保険第1号被保険者による、保険料の完納を図る。	目標程度	賦課額は、前年実績と平成27年度目標の額を上回ることができた。収納額は目標の達成は僅かに及ばなかったが、前年度実績を上回った。収納率低下を防ぐため、督促状のほか催告書の発送時には納付誓約書も同封し、納付計画書の作成を行った。また、定期的に訪問する方については、定期的に電話連絡を行って納付を促した。	特になし	死亡や転入による未納や滞納発生しやすくなった。また、介護保険を使わないという理由から、納付を拒絶するケースも見られる。	改善して継続	滞納状態が続いた場合のペナルティ、納付している方との均衡、社会保障の仕組みをしっかりと伝え、不合理が生じないように交渉を続け、納付へと結びつける。また、税務課や住民課に来庁する未納者を高齢者支援課に誘導できるよう、TASKでの情報共有、年度内に被保険者となる方に対する口座振替依頼書を送付するなどして、未納の発生防止に努めていく。	前年度の実績を参考に継続。
98	介護保険被保険者資格管理事務事業	高齢者支援課	被保険者証の交付若しくは回収を行う。被保険者管理台帳の作成若しくは修正を行う。	町民が適切な介護保険を受給できるよう、被保険者の適正な管理を行う。	目標程度	概ね予定通りの管理ができた。また、制度改正に伴うシステムの改修を予定通り終了させることができた。保険証の回収や被保険者管理台帳の整理も適正にできている。	特になし	特になし	このまま継続	H27年度と同じ方針で取り組んでいく。	前年度の実績を参考に継続。
99	給付管理事業	高齢者支援課	介護サービスの現物支払い分については、国保連合会を通じ、各事業者へ支払いを行い、償還支払いを行う。利用者に直接支払いを行う。また、給付通知書を送ることにより、サービスの適正な利用を図る。	要介護(要支援)認定者が、介護サービスを適正に利用できるように給付費を管理していく。	目標程度	H27年度は、大きな過誤に結びつくものがなかったが、介護報酬の大規模な改正があったため、事業所の責任において給付費の返還を行ったケースが多く見受けられた。介護給付費通知書は、例年通り2回実施した。	制度改正等について、県の説明会だけではなく、町の事業者向け説明会を実施して欲しい。	H27年4月からの大規模な介護報酬改正があり、減算規定やサービスコードの変更などが過誤に結びついた。平成28年度は、小規模なデイサービス事業所が地域密着型に移行するため、請求コードの変更などによる過誤が生じる可能性がある。	このまま継続	H27年度の事業実施内容を引き継いで行っていく。制度改正、報酬改正、新たな事業の実施による過誤の可能性が非常に多くなる可能性があるため、事業者に対する説明会を実施するなど、	平成29年度実施の「総合事業」にあたっては、制度の変更の周知や請求事務の変更点などを重点的に説明していく。
100	地域密着型サービス事業	高齢者支援課	推進会議での議題をもとに、利用者に対するサービスの向上に関するアドバイスや高齢者総合福祉計画に位置付けられた介護施設の整備を行う。	地域密着型介護事業所が適正な運営ができるよう、また高齢者総合福祉計画の介護施設等の整備を行う。	目標程度	活動指標、成果指標も全て達成できた。	特になし	地域密着型事業所の推進会議における問題点と課題、利用状況の透明性などについては定着しているが、利用者や地域との交流という密着型の主題が解決できない。これは、地域において重要支援・要介護状態になる方が増えたため、新たな人と人の交流の方法を見出すことが必要である。	このまま継続	H27年度の事業内容を実践しつつ、H28年度から権限が委譲される地域密着型通所介護事業所については、指導監査も必要となることから、栃木県とともに実践を積んでいく。	前年度の事業内容を実施しつつ、地域密着型通所介護事業所への指導について、指導監査の実施により行っていく。
101	要介護認定事務事業	高齢者支援課	サービス受給のための申請の受付、調査、主治医意見書の取得、認定審査資料の作成、審査会の会議録の作成、審査結果の通知を行う。	介護を必要とする被保険者が、サービスを受けられるようにする。	目標程度	活動指標は概ね目標程度、成果指標は目標値が達成できた。認定審査会での審査件数についても、当該者や医師の事由によるものの他は、規定の日数内で処理ができていた。また、不審審査については、窓口での説明において理解をいただくことができたため、回避できている。	特になし	認定調査の「特記事項」をまとめるための時間が不足している。また、入院中の被保険者が状態が安定する前に申請を行うケースが増え、窓口での説明において結果を出すことが難しくなっている。	改善して継続	H27年度の事業を継続して実施しつつ、退院時からの介護サービスがスムーズにあてられるよう、介護認定申請の適切な時期などについても連携がとれるよう努めていく。	前年度の事業内容を継続して実施していく。
102	介護保険制度啓発普及事業	高齢者支援課	窓口での認定申請受付時に、説明資料として使用・配布を行う。出前講座等の説明会に資料として配布を行う。65歳到達者等に被保険者証を送付する際、パンフレットを同封することにより、制度の理解を図る。	介護サービス等の利用案内を行うことにより、被保険者がサービスを確実・的確に利用できるようにする。	目標程度	パンフレットやチラシについては、予定通りの配布ができた。また、制度の改正については、広報や専用のパンフレット、ケアマネ会議などで説明し、サービスを受ける高齢者の質問に対応できるよう努めた。	特になし	制度を浸透させるには時間を要するため、実施までに十分な余裕がない場合には、周知が厳し。	このまま継続	平成27年度の内容を継続して実施する。	前年度の事業内容を継続して実施していく。
103	介護保険事業計画策定管理事務事業	高齢者支援課	3年に1度の介護保険事業計画策定に向けて、計画策定のための生活圏ニーズ調査、計画策定、策定のための委員会の開催、計画書の推移の確認	介護保険事業計画やサービスの種類の利用意向の把握ができるようにする。	目標程度	本年度は、介護保険事業計画策定の年度ではなかった。実績はなし。予防事業や介護サービスにつなげるためのアンケートを実施した。	特になし	調査票を返送してこない高齢者の状況(ケアが必要なかどうか)などを把握することが必要。	改善して継続	ニーズ調査の実施方法については、今後総合事業の実施、地域ケアシステムの構築に向けて、高齢者のニーズがつかめる様な設問の設定と、医療の状況を加味した調査を行っていく。	介護サービスのニーズを把握するため、新たな方法を検討し実施していく。
104	担い手総合支援事業	農政課	認定農業者、集落営農、営農集団、農業の後継者に対する研修会の実施等を行う。また、地域農業の現状を把握するとともに、人・農地プランの充実を図る。	地域農業の中心となる担い手の営農活動を支援することで、地域農業及び集落の活性化を図る。	目標以上	平成26年度は経営所得安定対策のゲタ及びナラン対策が認定農業者であることが要件として追加されたため、大幅に増加となったが、平成27年度は更新者28名及び新規申請者11名の39名の申請者となった。その結果、相談会参加人数は減少したが、人・農地プランへの位置づけ人数は増加した。また、研修会については、各農業団体と連携することにより広く参加者を募ることができ、懇親を深めるなど充実した研修会を開催することができた。	担い手に対しての支援策。(補助事業等)	農業担い手の高齢化及び後継者不足。耕作放棄地の増加。	改善して継続	投入資源については、青年就農付金の給付対象者が増えたことにより増額となる。また、集落営農の組織化、法人化の助言、支援を関係機関(JA、農業振興事務所等)との連携を強化しながら行う。	関係機関と連携し、農業経営の安定化に向けて支援を行う。
105	水田農業対策事業	農政課	地域水田農業の将来方向を明らかにするとともに、経営所得安定対策の円滑な事務を行う。	農業者の農業意欲を向上させ、経営の安定を図る。	目標程度	米の需給調整は、配分数量(面積)の減っているが、飼料用米をはじめとする転作物の作付の増加により達成することができた。経営所得安定対策については、担い手への農地集積は進んでいるものの、不作物の担い手が増えている等の影響により、加入率の増加に繋がらなかった。	国の農業施策等の情報不足。担い手への支援不足。(機械等の補助事業等)	米価下落。減反廃止やTPP等、今後の農業施策の方向性が不透明である。	改善して継続	経営所得安定対策の加入を推進し、農業者の経営安定を図る。米価下落に対応するため、安定的な収益が得られる作物を模索するとともに、水田農業の効率的利用に努める。	米価下落に対応するため、安定的な収益が得られる作物を模索するとともに、水田農業の効率的利用に努める。
106	地産地消事業	農政課	町民まつりや益子賑わい夕市、各種イベントへの出展、講習会の開催、農業団体への活動補助。ビニールハウス資材購入費補助を行い、地場野菜の出荷を促進させる。	地元産農産物の町内及び周辺地域への浸透を図り、消費拡大を目指す。生産者と消費者の交流・相互理解を促進する。	目標程度	益子賑わい夕市や各種イベントへの出展等で生産者の活動意欲、生産力が高まった。消費者へのPRができた。ビニールハウス資材購入費補助事業は、害害による施設再建の申請があったため件数は伸びた。	消費者・生産者から販売イベント等の回数増、定期開催の要望があった。またこのマルシェ等への生産物出荷を促すよう要望があった。	ブランド創出事業の相談が寄せられなかったが、なかなか事業に結びつかないのが現状である。	改善して継続	イベント開催等行政主導から生産者の自主的な活動へ活動主体を移行しながらより活発な活動を行えるよう誘導していく。ブランド認定事業等を立ち上げる。ビニールハウス資材購入費補助事業のPR活動を積極的にしていく。	道の駅と関連をさせながら、事業進行していく。

107	農業災害調査復旧事業	農政課	農業災害対策特別措置補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業等	異常気象等で被災した農産物、農業生産施設等の復旧に対し補助することで、農業者の継続的な経営、地域農業の振興に資する。	目標程度	芳賀農業振興事務所・JA等と協し、事務効率化を図った。	被災農業者から切実なニーズがある。	災害は予期できないので、事務計画が立てられず他業務に影響する。	このまま継続	芳賀農業振興事務所・JA・他係等と連携し取り組む。	農家の継続的経営のため必要な事業であるので、改善しながら進めていく。
108	青年農業者育成事業	農政課	青年農業者の育成のための活動支援や農業振興に関することへの支援を実施することで、青年就農者の當農意欲の向上を図る。	事業活動の環境を整備することにより、青年農業者の数を増加させる。	目標程度	新規就農者及び新規クラブ員の開拓には困難な状況にあるが、新規クラブ員1名の入会があり、クラブ活動の活性化に繋がっている。商工会等との連携は強くなりつつあり、イベント等への積極的な参加を行っている。27年度は、青年就農給付金の給付対象者が新たに2人増えた。	特になし	青年農業者の活動になかなか理解が得られず、新規加入員の確保が難しい。さらに、現クラブ員の高齢化が目立ち始めている。イベントへの参加や協力体制が不十分(人員的に)であり、納得のできる活動を行うことが難しい状況である。	このまま継続	広報・おしらせ版等を活用し、新規就農者や新規クラブ員の開拓を進めるとともに、青年就農者の育成をはかることが必要であり、育成支援の充実を図る。クラブ員等を通しての就農者情報等の収集に努め、青年就農者の育成・支援に役立てたい。	振興事務所やJAとの連携を図り、新規就農者の開拓を進める。また、青年農業者育成、就農支援の強化に取り組む必要がある。
109	畜産の振興事業	農政課	畜産農家に対する家畜防疫衛生対策、環境汚染の防止、先進地視察研修会、産業祭への参加	地域畜産農家の當農活動を支援することで、安定経営を図り、畜産物の安全・安心を確保する	目標程度	町畜産振興協議会主催による研修会の開催については、酪農・肉用牛・養豚部会の意見交換も兼ねて実施したため、それぞれの地域畜産の現状把握ができた。	家畜防疫衛生対策・環境汚染の防止	地域畜産農家の高齢化・後継者不足・環境問題(悪臭・水質汚濁)	このまま継続	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関(JA・農業振興事務所・家畜保健所等)との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。
110	病害虫対策事業	農政課	病害虫等防除対策のための支援として、補助金の交付を行う。しば焼きや農業散布、イノシシ被害防除のための柵の設置の支援。	病害虫等の発生の予防と発生時の被害を防止する	目標程度	無人ヘリ防除による面積増については、前科稲米の作付面積の増加がカメムシの異常発生情報により面積が増加した。たばこ黄斑葉そ病防止薬剤散布事業については、アブラムシの飛散予測に基づき、適期にたばこ畑周辺雑草等への広域な集団防除を実施した。イノシシ被害防除に効果のある柵の設置に対する支援を行った。	特になし	イノシシ被害の対策に有効な手段がない。	このまま継続	病害虫予防のため、対象地域以外への影響に配慮しつつ事業を実施する。	JA等の関連機関と連携を強化し、病害虫対策に取り組む。
111	道の駅事業	農政課	益子町地域振興拠点施設(道の駅)の本体建築工事及び施工管理、敷地造成工事、調整池整備工事等を実施し、施設の整備を行う。	益子町地域振興拠点施設の施設整備を行う。	目標程度	施設の運営体となる第三セクターを設立するとともに、施設機能別の事業展開等を行った。また、実証事業として販売店舗「まじこのマルシェ」において、住民ニーズの把握とともに実践を交えた取り組みを継続して実施。今後は施設オープンに向けた具体的な詳細検討に入る。	住民から出荷希望の他、事業に対する意見・要望複数。議会からは一般質問5件。総務産業常任委員会において進行状況を随時説明。	事業を進めるにあたっては、新ましこ未来計画に掲げる各施策との十分な調整を図るとともに、事業の実行と経営の安定を図る。また、課題となる事業については適切な対応と円滑な事業の進行に努め、施設のオープンに向けた具体的な検討や体制の強化を図る必要がある。	このまま継続	H28年度で施設整備が完了。今後は、安定的かつ継続的な施設運営のため事務事業の最適化を図り、円滑な事業(運営)進行に努めるとともに経営基盤を確立する必要がある。	施設整備についてはH28年度も完了し、事業(整備)費は縮小する。H29年度以降は新ましこ未来計画に基づき、この施設を拠点に地域産業の活性化を図る。
112	土地改良区指導支援事業	農政課	益子町土地改良区及び芳賀台土地改良区へ支援助言をして運営補助金の交付をする。	土地改良区の運営を支援することにより、農家組合員の負担の軽減を図る。	目標程度	土地改良区の運営を支援助言することにより、運営事務手続きが改善されたが、なお引き続き事務の改善に努める。	農家の賦課金の効率的な運用 益子町土地改良区の健全な運営	電気料の高騰や施設の老朽化による維持管理費等の増大により、改良区の財政運営が任置されている。	このまま継続	益子町土地改良区及び芳賀台土地改良区の健全な運営確保のために全般的な支援を行う。	益子西部地区土地改良事業がH29年度に完了するが、その後も効率的な運営が図れるよう支援する。
113	土地改良事業計画実施事業	農政課	農業農村整備事業計画を作成し、国庫補助等を活用しながら事業の実施をする。	農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させる。	目標程度	県事業主体の経営体育成基盤整備事業(益子西部)や、益子町土地改良区事業主体の農業基盤整備促進事業(大沢風戸地)及び土地改良施設維持管理適正化事業等農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させることができた。また、畑地帯総合整備事業(小泉・本沼)では、地区推進協議会を開催し、基礎調査等を行った。	ため池等整備に向けた町としての取組。畑地帯総合整備事業実施にあたっての地元の費用負担。	老朽化、破損した農業施設の確認を行い、計画的な事業の実施が必要である。	改善して継続	県事業主体の経営体育成基盤整備事業(益子西部)及び畑地帯総合整備事業(小泉・本沼)、益子町土地改良区事業主体の土地改良施設維持管理適正化事業等農業農村整備事業計画実施に向けて、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。	農業農村整備事業計画を実施するにあたって、農家の合意形成のための支援及び関係機関との連絡調整を図る。
114	農業用施設維持管理事業	農政課	農道、ダム親水公園の維持修繕をする。	農道、ダム親水公園を適正に管理する。	目標程度	農道及びダム親水公園等の効率的な管理をすることができた。	農道の舗装の要望	特になし	このまま継続	益子西部地区土地改良事業で整備した農道の舗装工事の実施に向けての県及び関係機関との連絡調整を図る。	平成29年度に益子西部地区土地改良事業が完了するが、舗装工事の優先順位及び町道へ認定等へ向けての県及び関係機関との連絡調整を図る。
115	農地水保全管理交付金事業	農政課	多面的機能支払交付金事業の活動組織への支援と助言。	多面的機能支払交付金(25年度までは農地・水保全管理支払交付金)事業の適正な執行。	目標以上	活動組織が3組織増え18組織となり、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全活動の取組を適正に行った。また、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組を適正に行った。平成28年8月には推進協議会を設置し、職員を雇用や研修会を開催するなど、活動組織への支援の充実を図った。	活動組織の事務の簡素化	活動組織での申請書、報告書作成などが多くなっている。	このまま継続	新規地区をはじめとした各活動組織に対し、丁寧な指導を行う、事業が円滑に実施されるよう努める。	本事業が平成27年度から法整備されたことにより、更なる効果的な事業となるように努める。
116	農業委員会運営支援事業	農政課	法令業務(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法等)に基づく業務)、農業振興業務(農地・水・環境、農地の利用集積等)、意見の公表建議、啓蒙等を行う。	優良農地を確保し、有効利用及び担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努め、農業者の生活・地位の向上を図る。	目標程度	優良農地の確保や担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努めた。	特になし	国・県の指導による審査案件の厳格化による事務量の増加が見込まれる。また、農地中間管理機構の本格的稼働により農地集積化の事務量の増加が見込まれる。	このまま継続	的確な運営支援を行うことにより、総会をスムーズに執行するとともに、農地集積に取り組む担い手を支援する。	的確な運営支援を行うことにより、総会をスムーズに執行する。

117	青色申告会支援事業	農政課	簿記記憶研修会、指導会、申告受付等を行う。	各農家が簿記帳を通じ、経営内容の正確な把握、経営の合理化、節税をできるようにする。	目標程度	指導員向けの県・郡の研修には全て参加でき良好。会員向けの指導会では、参加者が減少傾向にあるので全員が参加できるように日程調整、指導日の増設が必要。	特になし	農協でもパソコン簿記の指導会を行っていることから、関係機関との連携が必要である。また、指導会未参加の人に対して、引き続き積極的な参加を呼び掛ける。	このまま継続	郡・県の指導会に積極的に参加し、指導員の資質向上を図る。また、指導会の日を増やすなど委員のニーズにあった運営を目指す。	多様化していく申告内容に対応できるよう、研修会指導会に積極的に参加を。会員増加を目指す。
118	農地法に基づく申請支援事業	農政課	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進捗を行う。	申請者に対し、記入方法や必要書類を説明し、申請が滞りなくできるようにする。	目標程度	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進捗を行なった。	特になし	特になし	このまま継続	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。
119	台帳整理事業	農政課	農地台帳の管理、税務課税台帳との実合、証明書の交付、転用・所有権移転等の台帳処理を管理する。	益子町の農地に関し、所在、面積、所有者等の情報を適切に管理するとともに、即時に照会、証明ができる環境を確保する。	目標程度	農地台帳の管理、税務課税台帳との実合、証明書の交付、転用・所有権移転等の台帳処理を行なった。	特になし	特になし	このまま継続	農地台帳の公開が義務づけられていることから、正確な管理を図る。	農地台帳の公開が義務づけられているため、正確な管理を図る。
120	農地の利用状況調査及び指導事業	農政課	年1回、農地の利用状況調査を行い、利用状況の低い農地所有者に対し、農業上の利用の促進を図るための指導等を行う。	農地の利用状況調査及び指導等を行うことにより、農地の休作化を防ぎ、農地の利用増進を図る。	目標未達成	農地の利用状況調査の結果に基づき、利用意向調査を実施した。解消作業用機械の導入を拒むような荒廃農地のため、解消がすすまなかった。	特になし	解消可能な農地は概ね解消しており、解消作業用機械の導入を拒むような農地が増加している。	改善して継続	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。
121	タウンプロモーション事業	観光商工課	観光案内、パンフレット作成配布。施設維持管理。観光PR。イベント支援。都内での展示イベント開催。ミチカケ発行。観光協会へ補助金を交付。	益子の魅力を様々なスタイルで情報発信・PRし、誘客を促進し地域の活性化を図る。	目標程度	昨年と同様に各協議会において実施した。首都圏でのイベント、PR事業への参加。また、益子産地で行ったイベント・観光PR。県、関東地域、笠間市、米沢市等連携・交流で行ったイベント等、それぞれに、効果的なPRに手応えを感じることが出来た。観光客数については、前年と比較して増加となった。陶器市期間中の入り込み数は前年並みであり、土祭開催に伴う増加が主な要因であると考えられる。観光「おもてなし」振興補助金制度も周知されており制度活用により、自滞なおもてなしイベントの実施に繋がった。	特になし	町内、町外での各種イベント開催時の効果的な情報発信方法が課題である。また、陶器市期間中における休憩スペースの確保が課題である。	このまま継続	どちまるショップでの観光PRについては、休日の出展とし効果的なPRを行う。首都圏を中心とした誘客目的に発行している「ミチカケ」については、効果的な配布先の拡大をし、適切な部数配布に努める。また、26年度から始まった、観光「おもてなし」振興補助金制度の活用を促進し、地域のおもてなし力の向上を図るとともに、点をとする豊富な資源のネットワーク化、周辺ルートの設定に向けた取り組みを行う。また、地方創生の交付金の活用により町のプロモーション事業や益子産の販路拡大事業に取り組む。	「ミチカケ」発行の継続。関係各課と連携を図り、2020年のオリンピックに向け観光客が楽しんで歩ける環境作りのための案内版の設置や、周辺ルートの検討、また、適切な情報発信設定を行う。また、国内外でのプロモーション事業と販路拡大事業を継続的に取り組む。
122	ラーニングパッケージングプロジェクト	観光商工課	ラーニングパッケージングの趣旨に賛同いただける地域団体やグループと、あらゆる地域資源を活かしたプログラムを企画・運営し、益子の体験プログラムの充実を図る。	町民は、地域の資源のすばらしさを再認識し、訪れる方は、季節を通して多様な体験プログラムに参加することで充実した時間を過ごすことが出来る。	目標程度	計画どおりの事業の開催ができた。アンケート結果を見ると、どの団体も事業内容については、参加者の満足度が高かったことが伺える。新聞などのメディアのPR効果による新規参加に加え、リピーターが多く事業が定着してきていると思われる。	特になし	昨年同様継続して行っている団体については、その事業内容も昨年と同様のものが多かった。リピーターが多かった今年度においては、昨年とは異なる事業内容も体験してみたという参加者の声もあった。引き続き来年度も事業を継続する団体については、リピーターが多くなることを視野に入れながら、今年度の方向性について検討する余地があると思われる。	このまま継続	現在取り組みを実施している団体には、継続して自立に向けての支援を行っていく。新しい体験プログラムの企画・運営支援を行う。	「地域資源を活かした体験プログラム」の実施による「地域の活性化と地域力の向上」・年間通して益子を訪れるリピーターのさらなる創出
123	フォレスト益子活用事業	観光商工課	フォレスト益子及び天体観測施設の管理運営を行う。	益子の森を訪れる方に益子の自然にふれフレッシュしてもらいとともにフォレスト施設利用者の利便性の向上と利用者の増加を図る。	目標程度	フォレスト益子全体の利用者は、前年並みで推移しており、さらなるPR活動に努める。天体観測については、天候不良による中止日が47日あったため、予約者のキャンセルがあり目標人数までには至らなかった。お客様アンケートの結果を見ると、宿泊施設の設備等についての苦情はあったものの、宿泊・天体観測施設ともに、対応や内容については高い満足度を感じていただいている。	小中学生等子供達の施設(天体観測施設)活用の活性化を求める。フォレスト益子の展示施設の充実を図ってほしい。	このまま継続	展示室については、興味を持って立ち寄っていただけたような、四季折々変化のある展示、町内のイベント等とリンクした内容の展示等をするなど工夫が必要。宿泊・天体観測・食事セットにしたプランの提案など連携した取り組みが求められる。	宿泊施設、レストランとの連携を密にして、三位一体となって施設全体のサービス向上と利用者の増加を図る。	継続して施設全体の利便性の向上と魅力アップを図り、利用者の増加・リピーターの創出に努める。
124	土祭事業	観光商工課	風土・風景を読み解くプロジェクト(ついで)報告会の開催・プロジェクト報告書作成、地区別基礎資料作成の実施。土祭の開催。	益子町民が、益子や地域の風土について学び、チャレンジし、新たな益子の魅力を引き出し未来に繋げるとともに、交流人口を増やし活性化を図る。	目標程度	昨年度からの継続で実施した。「風土・風景を読み解くついで」、その後開催した「報告会」を合わせて、予想を上回る参加者を集めた。地域的にも、土祭への理解が少しずつ広がっていることを実感するものがあった。また、全体の企画ではいかなかったが、その成果を企画や作家展示に反映することが出来たと考える。	祭りの規模に対して、運営スタッフが少なく、事務局がうまく機能していない。企画が多すぎる。祭りの期間が長く、町民が関わるのは大変である。「風土・風景プロジェクト」については、継続して行ってほしい。	事務局・企画運営側の体制から考えて、企画が多すぎて、細部で軋轢が発生してしまっている。土祭におけるアートの意味、在り方を再考する必要がある。町民主導に促れず受付スタッフへの依頼が遅れ、説明等十分に出来ず、結果、スタッフに迷惑をかけたばかりでなく来場者にもサービス低下を招いてしまった。	改善して継続	町民メンバーによる「土祭検討委員会」を組織し、今後の土祭のあり方や運営体制について再検討し、意見をまとめ企画運営へとスムーズに移行させる。	風土に根ざした地域文化をおとしたまちづくりを進める町民の支援を継続し、土祭をチャレンジの場と捉え、地方創生・活性を図っていく。未来を担う子供たちが主役となる企画を増やし、文字通り未来につなぐ祭りとしていく。
125	商業振興事業	観光商工課	益子町商工会へ運営補助金を交付する。	経営改善事業や地域活性化事業を行うことにより商工会会員企業が力をつけ、商店街の活性化と魅力ある地域づくりを図る。	目標未達成	経営指導件数が減っているのは商工会加入率の低下と関連	特になし	商工会加入率の低下傾向	改善して継続	経営指導については引き続き現状の講習会件数を開催していた。	商業の活性化は、町全体の活性化とイメージアップにつながることであり補助対象事業の執行については随時検証していく

126	中小企業振興事業	観光商工課	町が金融機関に資金を貸付け、金融機関はその3倍以上の額を中小企業に貸し付ける。貸付時の信用保証料の1/2以内の額を借入者に補助金として交付する。保証協会に補償金額に応じて負担金を支出する。	町内中小企業者の健全な経営を助け、中小企業の振興をする	目標程度	当初計画以上の融資申込件数があり、前年より増加しているため補助率の見直しを行った	申込件数の増加に伴い町予算の支出額が増加傾向であり対策が必要	申込件数の増加に伴い町予算の支出額が増え続けてきている	このまま継続	実施事業として必要性の高いものであり、実績に基づいたもので継続して取り組んでいく	利子補給内容について近隣町で見直しも参考にしつつ、引き続き取り組んでいく
127	益子焼作家育成事業	観光商工課	益子焼を業とする者、独立しようとする者に行った貸付金を回収する。	益子焼を業とする者、独立しようとする者が作陶活動を円滑に進められるように基金より貸付けたものを返済計画どおりに回収する	目標程度	25年度をもって補助貸付制度が終了となり26年度より返済金受付業務のみとなり、大塚美氏に経過報告している	補助貸付制度利用の要望が年に数件ある	貸付金の返済が遅れ気味の方が数名いる	このまま継続	新たな対応への可能性に向けて大塚美基金の原資を返済計画どおりに増やしていく	新たな対応への可能性に向けて大塚美基金の原資を返済計画どおりに増やしていく
128	消費生活対策事業	観光商工課	芳賀地区消費生活センターでの消費生活相談と多重債務相談。広報での啓発活動。消費生活研究会による出前講座の開催。	消費者被害の未然防止と被害者救済のため	目標程度	相談件数は前年並みだが、啓発のため「消費生活センター」よりも年2回発行するようにした	相談件数等については随時議会には報告している。	さらなる消費生活センターのPR及び啓蒙発信をしていきたい	このまま継続	さらなる消費生活センターのPRをして、広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく	広報等を活用し消費生活関係の啓発活動を進めていく
129	企業誘致・クラプロジェクト	観光商工課	企業等の誘致促進、起業支援を行い雇用創出を図る	企業等を新設、増設すること又新たな起業によって産業の振興及び雇用の確保を図る	目標程度	起業支援補助金については6件の交付決定することが出来た。企業誘致については27年度は実績につながらなかった。町ホームページの見直し等によりさらに両制度のPRをしていく必要がある	起業支援補助制度については、中小企業庁の創業支援計画認定により、今後起業者が増えてくると思われる。	企業誘致については適地が少ない事もあり、新たに町外から企業(特に労働集約型)等が進出してくるのは難しい状況。起業者に対しては商工会に加入し経営指導受講を促していく必要がある	改善して継続	新たな起業者に対して永続的経営に繋がるよう商工会加入を義務付けていく	28年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ条例等見直しをしながら、さらに発展させ雇用確保に取り組んでいく。
130	地域通貨事業	観光商工課	地域通貨導入に向けて、試行運用も含めて検討を行っている。	「地域経済の活性化」に主眼を置き、「自主的な地域活動・ボランティア活動の推進」「待機労働力の需要拡大」「地域と人の繋がりをもった地場力形成」をも担う地域通貨の検討を行う。	目標未達成	使用期限を今までの半年から1年半に延ばして流通量の変化等を見る試みを始めた。	利用店舗がわかりづらいとの意見があり、利用店舗最新名簿の配布が必要。	町民からプレミアム商品券と比べて利用店舗が少ない、店舗が分らないという意見がある。また、どこで入手できるのかわかりづらいという意見もある。	改善して継続	町民からプレミアム商品券と比べて利用店舗が少ない、PR用機を配布し利用店舗を増やしていくとともに、プレミアム商品券とは違って、個人間でのやりとりができるなど地域通貨自体の周知も引き続き行っていく。	平成28年度までが試行期間なので、内容検討して29年度からの本格運用が出来るようにする。
131	陶芸メッセ益子管理運営事業	観光商工課	益子陶芸美術館の展覧会の企画・運営及び施設全体の維持管理運営	益子陶芸美術館で魅力ある企画展を開催し、陶芸メッセ・益子の施設に来場者がもう一度来たいと思うような魅力のある場所としたい。	目標程度	来観者等施設のニーズの把握の為、美術館に関するアンケートの実施を行った。アンケートによる意見を参考に、年4回の企画展を開催した。施設の活用では、土祭・炎まつり・メッセ茶会・東工大ホビークラブ・支援センター・交流事業等での施設の活用を図った。	陶芸メッセ・益子のイベント情報についての問い合わせに対し、ホームページを随時更新し、詳しい情報を発信した。	施設が開館して23年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、いかにして保守・維持管理していくかが課題。	このまま継続	ホームページの閲覧データや、美術館に関するアンケート等(何処の、何人が、開館した施設情報)を活用し、現在のニーズに合った改善など、情報を発信していく。(フェイスブック、ツイッターの活用に取り組み。)施設の維持について、旧濱田庄司邸(町文化財)の茅葺屋根の一部改修工事を行う。	2020年の東京オリンピック、英国のリーチ工房創設100年を前提に、施設の役割を考えながら運営をしていく。
132	益子町文化のまちづくり事業	観光商工課	益子町文化のまちづくり実行委員会へ交付金を支出。	陶芸文化の担い手を輩出し、益子焼の飛躍に貢献する。	目標程度	益子陶芸美術館で企画展を年間4回開催した。益子国際工芸交流事業で年間2人のイギリス人陶芸家を招聘し、公開制作・講演会・レクチャー・成果展を開催した。入館者が増加傾向にある。	インターネット時代に対応して、ウェブ上での情報発信を強化し、ホームページで最新情報を随時アップするようになった。	益子陶芸美術館事業の企画は、良いものを展示紹介していくという基本姿勢は変えない。益子国際工芸交流事業は、試行錯誤の中であるが、今後の招聘方法や公募作家などの対応システムを構築していきたい。	このまま継続	2020年は東京オリンピック開催年と英国のリーチ工房創設100年ということを見据え、各当年以前に2020年のメモリアルイヤーをアピールする事業を考える。	益子の陶芸をはじめとした魅力を発信していく。
133	法定外公共物管理に関する事業	建設課	境界確認申請の際に道水路の幅員を確保する。用途廃止申請についての処理を行う。使用許可申請についての処理を行う。	法定外公共物を適正に管理する。	目標程度	境界確定資料電子化により事務作業の効率化が図られた。	境界の確認や使用許可の申請等、ニーズは毎年一定数存在している。	法定外公共物の境界確認において、現地が公園や測量図等と一致しない場合があり、境界を確定するのに時間を要する場合がある。	このまま継続	境界の確認及び使用許可の発行を適正に持続する。	法定外公共物の適正な管理を行う。
134	道路及び河川の維持管理に関する事業	建設課	道路・河川の保全に関する計画の立案、維持補修工事の実施、道路の除雪の実施、自治会等で道路を補修するための砕石・コンクリートなどの支給を行う。	道路及び河川の維持管理を行い、町民が安全で利用しやすい状態を確保する。	目標未達成	維持工事の一括発注方式を3地区、前期と後期の2回に分けて実施した。結果、速やかな補修ができ、さらに維持工事発注件数も大幅に減った。(6契約、115箇所) 昨年度舗装点検を実施した結果を基に町道3路線の舗装補修を実施した。橋梁長寿命化に基づき1橋の橋梁補修を実施した。	舗装補修関係のニーズが多く、ほかに側溝清掃、法面補修などのニーズがある。	管理職態に基づく事故が3件発生してしまっ。内容については舗装破損に起因するものが2件と、側溝蓋破損によるものが1件だった。維持工事の一括発注方式については、引き続き内容等を検証し今後も継続的に実施していきたい。	改善して継続	修繕箇所の優先順位の把握により、同コストでより適正な維持管理を行う。また、橋梁についてはH25年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づいて継続的に補修を実施し、舗装につきましてはH26年度に実施した点検を基に継続して補修を実施する。維持管理工事の一括発注方式を今後とも継続したい。	修繕箇所の優先順位を把握し、維持工事の一括発注方式も取り入れ実施していくことで、同コストでより適正な維持管理を行う。橋梁については今までの事後保全型管理から予防保全型管理へ方向転換する。舗装については計画に基づいた維持管理を実施する。
135	町道の用地管理に関する事業	建設課	町道の境界確認・登記関連事務及び町道用地買収並びに道路占有に関わる事務をする。	町道と民地との境界確認及び道路台帳などで管理する。また、道路占有許可については占有料を徴収する。	目標程度	境界確定資料電子化により事務作業の効率化が図られた。	境界の確認や占有許可の申請等、ニーズは毎年一定数存在している。	現況は町道となっているが、未登記のまま残存している箇所があるため処理が必要。	このまま継続	町道と用地との境界確認及び道路台帳整備。未登記処理を行い適切な道路用地の管理を行う。境界確認申請について町道と法定外公共物の一体化を図る。	町道用地の適切な管理を行い、事務作業の更なる効率化を図る。
136	道路整備事業及び関連協議会事務に関する事業	建設課	道路新設改良に必要な測量設計、用地取得、工事を行う。また、道路関連協議会等に関する事務を行う。	幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路拡幅の改良、歩道の設置を行うことで道路環境の改善や通行性の向上を図る。	目標程度	目標とする改良延長は計画と実績が同じであるが、当初計画は国からの交付金の関係もあり未達成であり、工事箇所の増加により偶然同数となった。	道路改良の要望だけではなく、歩行者、自転車のための道路整備のニーズが多くある。新規道路改良路線について早期実施を希望するニーズが多くある。	道路は日常生活をうるさく、必要不可欠なものである。車社会になった現在、歩行者の安全性や良好な通行性の確保を求められる一方で現況の道路は歩行者のニーズを満たす状態に至っていない。また、社会情勢等の変化により道路整備の要望も常に変化しているため、整備計画等をよく検討する必要があると考えられる。	このまま継続	全体の道路整備計画につきましては、「益子町道路整備指針」に基づき整備していく。また、現在道路整備を進めている路線については、継続して事業を進めつつ、新規道路整備路線の着手に向け用地取得等に努める。国からの交付金については、歩道設置など整備内容にあったメニューを要望していく。	引き続き幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路拡幅の改良、歩道の設置を行うことで道路環境の改善や通行性の向上を図る。

137	土砂災害等情報提供及び災害復旧事業	建設課	災害を予防するため、点検や情報提供を行う。また、災害箇所の復旧を行う。	災害を予防することで、町民の安全を確保する。また、災害箇所の復旧を迅速に行い、被害拡大を防ぐ。	目標未達成	道路パトロールや土砂災害危険箇所のパトロールを行ったが、9月の豪雨により道路災害が発生した。迅速な災害復旧工事を行い、2次災害は発生しなかった。災害関係の説明会は県と総務課との総合的な防災対策に努めるため、建設課単独では行わないこととした。	早急な災害復旧工事の実施要望がある。	災害復旧工法を適切に選定できないと、再度被災や金額増大となる恐れがある。	このまま継続	災害復旧工法の知識拡大に努め、適切な災害復旧工法を選定できるようにする。	点検により災害が発生しそうな箇所を早期発見し、災害予防を図る。
138	建築物の耐震改修促進事業	建設課	震災後の補助制度であり、対象者が限定される補助制度。住宅融資利子補給制度は25年度より土木係から都市計画係に移管されたため、こちらのシートに併記した。	震災後の補助制度で、古い住宅の所有者が一定の条件下、診断や全面改修をする際の負担軽減を図るもの。震災住宅融資利子補給も同様に負担軽減を図り、住宅復旧を促進するもの。	目標程度	既存の耐震補助の説明・実施に加え、利子補給補助を併せて対応をし、事業の効率化を図った。	特になし	専門的な知識の習得	このまま継続	これまでの事業に利子補給事務を加えた形に対応していく	27年度で耐震関連補助が終了するが5年延長し、利子補給は30年度まで支払い予定。
139	都市計画企画調整事業	建設課	都市計画図閲覧、用途地域等証明書発行等窓口業務及び、都市計画審議会の実施。26年度から都市再生整備計画事業の各課調整、申請。	都市計画事業を円滑に進めるようにすること。	目標程度	都市計画決定案件は無かったが、閲覧や相談対応の実施の他、都市再生整備計画のヒアリングから各課調整のうえ申請、報告等の業務を行った。	特になし	窓口に関しては各種申請、相談に伴う専門的な知識の習得。都市再生整備計画事業に関しては、各課担当との連絡調整。	このまま継続	行政評価シートでは、区画整理準備関連はこちらのシートに記載していたが、26年度分から区画整理事業シートに記載する。また、26年度からの都市再生事業計画事業は継続してこちらのシートに記載していく。	今後の都市計画業務拡大により、計画的な事務手続きを行っていく。
140	都市計画建設事業	建設課	都市計画道路や都市施設の整備・維持を行う。また、必要に応じて都市計画施設の決定や変更をするため、都市計画審議会にて審議を踏む。	計画にもとづいた事業選定や、事業の見直しを適宜おこない、都市計画事業の円滑な運営を図る。	目標程度	26年度都市計画変更案件は県の事前調整のみであったが、27年度は県都市計画道路のハイパス交差点部分を変更(県決定)	都市計画道路益子公園通り線については、部分変更の要望あり	専門的な知識の習得	改善して継続	都市計画マスタープランに基いた都市計画事業の実施や、事業内容の見直しも含めた事業対応をすすめる。	精査し検討する。
141	土地区画整理事業	建設課	役場周辺地区土地区画整理事業化に向けての上級機関からの補助や都市計画決定の調整	土地区画整理事業化の事業化	目標未達成	補助金や事業認可関係で県の事前了解が得られないため、足踏り状態にある。	議会では早期の事業化と、財源の確保への配慮をとの意見あり。	補助金や都市計画決定、事業認可を得るため、再構成が必要。また、認可後には調査や測量等を細かく進め、個人への減歩率が明確になった時に地権者の合意を得るのが問題となる。	改善して継続	再構成し県との協議を重ねていく同時に、折り合いが付かない場合は中心市街地活性化の代替事業を検討する。	精査し検討する。
142	建築基準法等関係法令の施行に関する事業	建設課	建築確認受付、地区計画届出、道路位置指定申請、大規模行為、屋外広告物許可申請等	法の遵守による適正な建築等により、住民の安全で快適な生活を守る。	目標程度	建築確認申請受付などの多様申請業務の実施	特になし	専門的な知識の習得	このまま継続	多様な申請に対応出来るようにする。	前年度同様とする。
143	公共下水道整備事業	建設課	社会資本総合整備計画(H27～H31の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画等を検討し、計画的・効率的に費用対効果を前提に整備事業を進める。	住民が下水道を利用することにより、公共用水域の水質がきれいになり、衛生的で快適な生活を送ることができる。	目標以上	H26から埴地区の整備について工事着手し、H27は目標整備延長以上の施工が達成できた。H25まで整備完了した未接続世帯への個別訪問を実施し、接続啓発に努めた。	埴地区についての早期整備要望が強い。新たに供用開始した区域の接続促進。	埴地区について、より計画的に整備が進められるよう事業費の確保に努める。また、水酸化率の高い町への視察、聞き取り等を通してより専門的な知識を習得し、接続啓発に努める。	改善して継続	社会資本総合整備計画(H27～H31の5年計画)に基づき、住民の要望や財政計画を勘案し、費用対効果を前提に計画的・効率的に事業を進める。具体的には、H26年度から整備を開始した埴地区について計画的に事業を進めている。未接続世帯については積極的に訪問を実施し接続啓発に努める。新たに供用開始した区域については、益子町管工事組合と連携・協力し接続啓発に努める。	H26年度から開始した埴地区の整備について引き続き計画的に事業を進めていく。未接続世帯については年度の個別訪問を実施し接続啓発に努める。また、新たに供用開始した区域については、益子町管工事組合と協力し接続啓発に努める。
144	公共下水道維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修を行う。終末処理場の維持管理及び補修を行う。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び終末処理場を順調に稼働させて、下水道を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	終末処理場の異常事態による停止状態は皆無。	特になし	専門的な知識を有する業者に委託している現状だが、情報処理装置の継続により維持管理費・委託費の人員費抑制に努める。簡易補修は直営で実施するか、委託業務に含めることで対応する。施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に施設を修繕する。現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を検討する。	改善して継続	専門的知識を有する業者に委託している現状だが、情報処理装置の継続により維持管理費・委託費の人員費抑制に努める。簡易補修は直営で実施するか、委託業務に含めることで対応する。施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に施設を修繕する。現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を検討する。	維持管理費・委託費の人員費抑制に努め、長寿命化計画により施設の該当箇所を修繕する。現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
145	公共下水道業務運営事業	建設課	受益者負担金の賦課徴収事務、下水道使用料の賦課徴収事務、滞納整理事務、下水道への早期接続のための啓発活動等を行う。	公共下水道事業を円滑に運営し、受益者負担金の賦課徴収及び、下水道使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	下水道使用料、受益者負担金の徴収率は前年度より定率となったが、現年度分及び滞納分の未納が増加しないよう戸別訪問、電話による督促等徴収率の向上に努めた。	郵便局取引口座からの受益者負担金の口座振替。	受益者負担金・下水道使用料の未納額・滞納額が増加傾向にある。	改善して継続	滞納世帯・未納世帯への戸別訪問を強化し、分納制約などを取り付け、収納率の向上に努める。	滞納世帯・未納世帯への戸別訪問を強化し、分納制約などを取り付け、収納率の向上に努める。
146	農業集落排水施設維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修。農業集落排水処理施設の維持管理及び補修。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び処理場を順調に稼働させて、農業集落排水処理施設を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	水処理施設の維持管理及び機械装置の交換や修繕、マンホール周りの補装など必要に応じた補修の実施。	維持管理委託費等の経費削減。費用対効果を前提に事業を進める。	維持管理委託費の増大。委託業者の事務執行能力や信用力等の評価及び隨意契約から競争入札への定期的な見直しを検討。不明水対策。	改善して継続	専門的知識を有する業者に委託している現状だが、費用対効果を前提に事業を進め、維持管理費等の経費削減を図り、施設の長寿命化の一助とする。簡易補修は直営で実施する。現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に既布設管渠の不明水対策を検討する。	費用対効果を前提に事業を進め、維持管理費等の経費削減を図る。簡易補修は直営で実施する。計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
147	農業集落排水運営事業	建設課	使用料の賦課徴収事務を円滑に実施するとともに滞納者については、個別訪問を実施し、使用料の滞納額減少に努める。	農業集落排水事業を円滑に運営し、農業集落排水への早期接続の啓発に努める。また、使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	農業集落排水使用料の賦課件数については目標を上回る事ができなかった。徴収率(見込み)も前年度を下回ってしまっ。戸別訪問を実施し、未納の減少に努める。	施設使用料の未収金の削減。	徴収率の低下 施設使用料収納率の低下	改善して継続	滞納・未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。	滞納・未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。

148	浄化槽普及促進事業	建設課	循環型社会形成推進地域計画(H26～H30の5年計画)に基づき、浄化槽の計画的な整備を進めていく。町補助金申請者に対し、適切な書類審査・現場確認検査を実施し補助金を交付する。	公共下水道及び農業集落排水の処理区域外の住民が浄化槽を設置することにより、公共用水域の水質を改善し、衛生的で快適な生活を継続させる。	目標未達成	国、県、町の浄化槽補助金分である82基のうち64基を助成した。4回の広範囲により、より多くの住民の方へ合併処理浄化槽へ転換を周知した。	特になし	平成25年度末には消費税増税に伴う駆け込み需要があったが、増税後の平成26年度末は、全基数の約80%しか申請がなかった。平成27年度は全基数の72%の申請数であり、今後もこの割合で推移する可能性がある。	改善して継続	住民や業者に対しての補助金制度を周知する。(申請書類の配布、対象地域の場合積極的に制度を活用してもらうよう説明するなど。)	住民や業者に対しての補助金制度を周知する。(申請書類の配布、対象地域の場合積極的に制度を活用してもらうよう説明するなど。)補助金を受け設置した浄化槽設置者に対しては、特に維持管理について指導強化に努める。
149	地籍調査事業	建設課	一筆ごとの土地について調査を行い、所在、地番、地目、面積、筆界を明確にし、地籍図・地籍簿を作成する。地籍図・地籍簿を登記所に送付し、登記に反映させる。	土地の地籍を明確にすることにより、土地取引の円滑化、境界紛争の防止、災害復旧をはじめとした公共事業等の迅速化、課税の適正化等に寄与する。	目標程度	昨年度から地籍調査を再開したが、新規地区は前年度同様に一筆地調査を専門業者委託にて実施したため、トラブルもなくスムーズに進めることができた。2年目作業である閲覧業務を専門業者委託により実施したが、閲覧会場を調査区域に近い改善センターにて土・日曜日も行ったため、殆どの地権者に閲覧に出願いただいた。業務の効率化及びサービス水準の向上に繋がったと思われる。	実施時期についての間合せがしばしばある。	山林部分については、境界が分かる方が高齢化しており、できるだけ早期に実施することが望まれる。全地区完了するには、多大な費用と時間がかかる。町の要望に対し、国・県の財源が十分に確保されるかは不透明である。	このまま継続	第6次全国調査事業10箇年計画(H22～31年度)に基づき、新規事業を2地区(山本Ⅲ・Ⅳ地区)、継続事業を2地区(山本Ⅰ・Ⅱ地区)実施する。また、3年目の大綱戸地区については、国の認証承認を受けた後、法務局に登録する。	第6次全国調査事業10箇年計画では、新規地区2地区ずつ事業を実施して行く予定だが、財源が確保できれば実施地区を増大し、事業を加速して行くことが望ましい。
150	支出事務事業	会計課	法令等に従う適正な支払処理が行われているかの審査、正確で効率的な支出処理の執行。	適正な支払審査と、正確な支出。	目標程度	口座振込件数が増加しているのに対し支出伝票が減少していることは、複数債権者の一括振込が増加している傾向にあり、事務の効率化が図られている。口座情報相違による振込不能は、再調査により全て振込されている。	特になし	正確な口座情報の収集・入力に努める。支払方法に関して、現金払から口座振込への推進(資金前渡払を除く)、公共料金等の用紙払の一括口座引落し処理の検討など、効率化に向けて取り組む。	このまま継続	正確な口座情報の収集・入力に努める。支払方法に関して、現金払から口座振込への推進(資金前渡払を除く)、公共料金等の用紙払の一括口座引落し処理の検討など、効率化に向けて取り組む。	継続して実施する。
151	収入事務事業	会計課	町税等を正しく受領し収納する。収納された公金を会計・科目別に整理し、正確・迅速に収納管理をし日計を確定させる。	公金収納整理を行い、日計・月計・決算に結びつける。	目標程度	公金収納の手段として、窓口収納から口座コンビニ収納に移行している傾向にあり、収納の利便性と事務の効率化が図られている。	特になし	町税等の収納において、正確性の確保を最優先し、窓口の町公金等の受領・日計整理事務を関係課と連携を図りながら円滑に進めていく。	このまま継続	町民の方への窓口対応をはじめ、各関係課との連携を図りながら、収納業務が円滑に進められるように努める。	継続して実施する。
152	決算等の検査事務	会計課	例月検査を行い、出納閉鎖後3カ月以内に歳入・歳出額の照合・確認を行い、決算額の整理を行う。	議会の承認を得るために、当該年度の決算額の確定をおこなう。	目標程度	例月検査、決算審査にて審査を受け、監査委員から予算通り正確に収入・支出処理が行われているかの承認を受ける。監査を受けることで、事務処理の正確性を保つ事が出来る。	特になし	例月検査・決算審査にて監査委員より指摘された内容が、職員全体への周知徹底ができておらず、今後の事務改善につながっていない。公表出来る範囲で、検査での指摘事項を周知し、適正な収支執行処理を徹底していきたい。	このまま継続	適正な収納・支払が行われているか個票の審査を的確に行う。正確に例月検査資料を作成するため、月計収支額と各項数値との整合性を確認する。	継続して実施する。
153	議会運営事業	議会事務局	定例会、臨時会、常任委員会の開催。	住民の代表である議員が、執行機関の行政運営を正確に把握、監視し、更に効果的な政策提言を行える。	目標程度	委員会等開催時に、積極的に執行部に行政執行に関する説明を求めた。本会議の日程を見直し、一般質問を初日から行った。	本会議を1階ロビーで視聴したい。	諸課題に適切に対応するための適切な時期、適切な体制で、会議等を開催する。	このまま継続	議会の目的が達成できるよう、基本条例を策定して議会改革を進めていく。	議会改革に努め、住民説明会を開催する。
154	議員活動支援事業	議会事務局	2日間で先進自治体での研修を実施。事務局は研修日程の立案や、視察受入先との連絡調整を実施。	常任委員会に付託された特定事件及び所管に属する施策・事業、並びに議会運営に関する先進事例等の調査研究を行うことで、議会運営や委員会活動の活性化を図る。	目標程度	研修成果活かした政策提言がなされた。グリーン市との姉妹都市締結事業に参加協力した。	特になし	先進地だからというだけではなく、当町の実情にあった、まさに今行くべき場所・行すべき研修場所の選択	改善して継続	早くから計画に取り掛かり、議会にとって又各常任委員にとって有意義な、有効性のある研修としたい。	研修の成果を分析、行政提言に活かすとともに、視察研究成果の公表の場を設け、住民との情報共有を図る。
155	議会広報事業	議会事務局	定例会ごとに議会だよりを発行し、全世帯に配布。議会の審議内容や議員の一般質問等活動の周知を図る。	町民が議会の役割について知り、議員の活動の理解を深める。また、町全体の行政の内容についても関心をもつ。	目標程度	編集会議時までにテラを作成。編集会議では詳細な部分まで編集委員の意見を聴取することができる。	専門用語は使わない、わかりやすい話。見やすい話。	わかりやすい内容とするためには、編集する側が内容を正確に理解し、ついで、ポイントを統一して表現する。また、評議の高レベル議会だよりを分析して、レイアウト等の改善の必要がある。	このまま継続	他町議会の議会だより等を参考にし、読む側の興味を引く内容構成、読み易さ(文字の大きさ・字数・見出しの出し方等)の研究をする。	電子データによる広報の充実をはかる。また誌面ではポイントを押さえた、簡易でわかりやすいレイアウトをめざし、コスト削減を図りたい。
156	会議録作成事業	議会事務局	業者委託による本会議会議録を作成及び校正の実施。書面でも内容について確認できるようにするほか、HPでも公開する。本会議以外の会議録も作成。	町民はいつでも、会議録により、町の行政運営や議会の活動を、公式記録により確認できる。	目標程度	会議録データを電子データでも提出してもらうことにより、議員が広報紙原稿を作成するにあたっての効率化が図れた。	情報公開の手続きによる議事録要求(HPで確認できない方)	会議終了後、直ちに会議録を要求される場合は、すぐ対応するのが難しい。	改善して継続	音声提供、校正等の流れを迅速にし、HP公開用会議録掲載までの所要時間の短縮をはかる。本会議の会議録(保存用)を年間で1冊とする。	会議録作成のスピード化を図っていく必要があると同時に、コスト削減をする方法を模索する。
157	監査運営事業	議会事務局	会計管理者から提出された各種資料に基づく計数の調査、現金管理状況と現金残高の確認を行う。	地方自治法等に則した例月出納検査等を、監査委員が円滑に実施する。	目標程度	毎月の例月出納検査、決算審査等を実施。また、職員の勤務状況等や簿簿の管理状況についても確認した。町ホームページに監査委員のページを設け、決算審査意見書なども掲載した。	特になし	実践的な研修の機会がない、近隣町間での交流の活性化が望まれる。	このまま継続	郡内研修を充実させ、監査の精度をあげる。意見書等をわかりやすく改善する。	最小の経費で最大の効果を挙げるとともに行政組織及びその運営の合理化を図ることを留意事項として、監査、審査、検査等の高度化を推進する。
158	教育委員会運営事業	学校教育課	定例会教育委員会の開催、教育委員会活動の点検・評価、委員研修の実施	教育委員会の円滑な運営を支援する	目標程度	毎月委員会を12回、臨時委員会を1回、総合教育会議を1回開催した。また、関東甲信越経教教育委員連合会総会への参加をはじめ、県、及び郡教育委員研修に参加し、委員並びに事務局職員員の資質向上につながる活動を行った。	特になし	・定例会や研修会のほかに委員が出席する行事などが多いため、委員の負担が大きい。 ・教育委員制度の改正に伴う教育委員の新たな役割について、理解を深める必要がある。	このまま継続	新制度下における教育長が10月に任命されることに伴い、教育委員会の運営を効率よく行うための調査に関する法律に依るところが大きい。国の動向を見極めながら効率的な事務運営に努める。	教育委員会事務局は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に依るところが大きい。国の動向を見極めながら効率的な事務運営に努める。

159	学校施設の維持管理	学校教育課	校舎や体育館等の定期的な点検と計画的な改修を行う。また、緊急的なものは随時修繕を実施する。簡易な修繕は学校配置職員が実施し、専門的な修繕や施設整備等の業務については業者に委託する。	学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所として使用されることから、安全性や衛生面の確保が重要であり、計画に沿った施設等の修繕等を行う。	目標程度	各学校の修繕要を取りまとめ、教育環境の向上につながるよう配慮しながら修繕等を行った。また、非構造物材の耐震化工事を27年度中に完了した。	学校の要望を聞いていないのではと議会から指摘があった。	施設が老朽化してきているため、特に給排水設備の修繕が多くなってきている。	このまま継続	各学校からの要望をふまえながら、企画課の施設管理計画を基本とした整備計画を立案すると共に、中学校の衛生設備更新のための実施設計業務を行う。	教育環境の向上のため、衛生設備の更新などを推進していく。
160	小中学校運営事業	学校教育課	各小中学校の消耗品や、備品等をはじめとする教育分野の支出を統括する。各小中学校に拱手を1名づつ配置する。	児童生徒の円滑な学校生活の推進	目標程度	各学校からの要望をとりまとめうえで予算編成を行い、消耗品及び備品の配置を行った。	特になし	学校施設や備品の老朽化が目立ち、修繕や新規購入の要望が多いが、全てに応じることが難しい。	改善して継続	各学校のヒアリングをとおして需要の把握に努め、適切な予算執行をおこなう。	備品や消耗品の配備、施設の修繕を継続して行う。
161	中学生海外派遣事業	学校教育課	町内中学生12名をイギリスのロンドン、セントアイブスに9日間派遣し、ホームステイや学校交流活動をおこなう。異文化理解の重要性を学ぶ。	町内中学生の海外派遣をおとし、外国の風土や歴史・文化を直接見聞し、豊かな国際感覚と郷土愛にあふれる青少年の育成を目的とする。	目標以上	当初計画のとおり、中学生12名を9日間イギリスに派遣した。学校交流のメニューを学校間で話し合せて決定することで、事前学習や派遣生徒の英語力に合った交流活動を行うことができた。また、学校の協力により、交流活動の練習を校内で行うことができた。	派遣中の保護者へのメール連絡について、内容の充実を求められた。	現地でホームステイ先の変更が発生したが、保護者に理解していただくことが困難であった。	このまま継続	旅行者と連携して現地情報を的確につかみ、安全に事業運営が進められるよう努力したい。	現状維持で事業を推進したい。
162	学力向上支援事業	学校教育課	小学3年生・中学1年生に学力調査を実施する。	学力調査を実施することにより、児童生徒の学力や学習の状況等を把握分析し、学習指導における改善を図り、学力向上に資する。職場体験学習の実施により、啓発的経験と進路意識の伸長をはかる。	目標程度	町独自の学力調査を踏まえ、小・中学校学力調査結果報告会を開催し、各校ごとの結果分析について研修を行った。担当学年・学習指導員は、16名参加。職場体験学習は、中学2年生全員参加。	特になし	自らの目標を掲げて主体的に努力する児童生徒の育成のため、学力を支える基本的な学習習慣や生活習慣から学力向上策を推進することが課題である。職場体験学習の質の向上が課題である。	改善して継続	①新たに生活・学習意識調査を導入し、学力調査の結果と基本的な学習習慣・生活習慣との関連を把握し、授業改善や個別の学習支援を行う。②QU(学級満足度尺度・学校生活意欲尺度)調査を行い、学級集団の傾向を把握することで、問題解決に向けて学級経営や授業を工夫する。③就学前時健診において、新たに臨床心理士による就学相談を行うことで、適切な学びの場を支援する。④職場体験学習の生徒のニーズの把握と担当者と事業所の打ち合わせにより質的な向上を図れるよう支援する。	小学3年生・中学1年生に学力調査(教科と生活・学習状況調査)を実施し、小・中学校学力調査結果報告会を開催する。職場体験学習マイチャレンジ事業を実施する。
163	指導助手・ALT等関連事業	学校教育課	各小中学校に指導助手、ALT(外国語指導助手)及び専門教諭のいない中学校に美術・書道・陶芸を担当する非常勤講師を配置する。	児童生徒の自己教育力の向上及び学習内容を充実させるために、各学校に人的な配置を行う。	目標程度	・小学校に10名、中学校に5名の指導助手を配置したことで、特別な支援を必要とする児童生徒や通常学級の児童生徒にきめ細やかな指導をすることができた。また、各中学校に陶芸講師を、田野中に書道講師を配置した。 ・H27年度は小学校に3名、中学校に2名のALT(外国語指導助手)を配置。外国語指導助手の契約が派遣契約に切り替わったことで、学級担任とALTとの連携が密にとれるようになった。	特になし	・次年度の指導助手募集の際、募集要項に面接試験日を設定して記載するように改善する。また、必要に応じて二次募集をかけることが課題である。指導助手の確実な確保を目指したい。	このまま継続	・指導助手配置数はH27年度と同数。(小学校10名、中学校5名) ・各中学校へ陶芸講師、田野中へ書道講師を配置。 ・ALT配置数はH27年度と同数。(小学校3名、中学校2名)	H28年度の継続で進める。
164	不登校対策及び教育相談関連事業	学校教育課	学校生活適応指導教室(つばき教室)を設置し、学校との連携のもとに児童生徒の学校復帰を目指し、随時各種の教育相談を実施する。	不登校児童生徒が学校生活に適應できるようにするための支援体制をつくる。また、随時、教育相談を行い、問題行動等を早期発見する。	目標程度	・適応指導教室の職員指導により、今年度の入級者全員が、入級当時よりも表情や気持ちの面で良い変化がみられるようになった。 H28年度から入級していた生徒2名は学校へ部分復帰することができ、高校進学が決まった。 ・適応指導教室運営委員会を開催し、各学校と情報の共有をすることができた。	特になし	教室の運営に必要な消耗品や備品管理の徹底(必要な備品の購入、廃棄処分の推進等)	このまま継続	H28年度も引き続き、適応指導教室運営委員会を開催し、各校と情報交換する機会を設ける。	H28年度の継続で進める。
165	児童生徒の就学支援事業	学校教育課	要保護・準要保護児童生徒、特別支援学級の在籍児童生徒等の保護者に対し、学用品費等の支援をする。	児童生徒の教育活動に必要な諸費用を支援することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、児童生徒が安心して就学できるようにする。	目標程度	・要保護及び準要保護児童生徒が就学援助費交付要綱の改正を行い、認定基準の明確化を図ることができた。 ・特別支援教育においては、教育支援委員会での判定やその後の教育相談の結果を基に、児童生徒に最も適切な判定を行うことができた。	・要保護及び準要保護児童生徒が就学援助費交付要綱の見直し	・要保護・準要保護児童生徒が就学援助費交付要綱の改正を行い、認定基準の明確化を図る。	このまま継続	・要保護・準要保護児童生徒が就学援助費交付要綱の改正を行い、認定基準の明確化・効率化を向上させる。	生活保護法の改正等の動向を注視し、必要に応じて要保護・準要保護児童生徒認定基準の検討を行う。
166	学校安全体制整備関連事業	学校教育課	スクールガードリーダーを中心に防犯教室や交通安全教室を開催。また、スクールガードが登下校中、立寄り巡回することによって、児童生徒の安全を確保する。	通行車輛または不審者等から児童生徒を守るために、学校内や登下校時の安全を確保する。	目標程度	スクールガードの方が年間1人当たり平均150日、登下校中の児童生徒へ見守り活動を行ったため、重大な事故の発生はなかった。	議員や町民から通学路の安全安心に要望が出ている。(歩道や防犯灯の整備)	スクールガードの高齢化や歩道整備が課題。	このまま継続	通学路の安全安心を高めるため、益子町通学路安全対策推進協議会と連携しながら、学校・警察・道路管理者・スクールガードリーダーが一丸となって、危険箇所の把握や合同点検並びに安全対策を進めている。また昨年度、益子町通学路安全対策推進協議会にて公表した箇所の現状確認、新規危険箇所の把握・合同点検の実施に取り組む。	通学路における児童生徒の安全対策については、町民・議会から年々ニーズが高まっていることから、危険箇所の把握や地元からの要望をしっかりと受け止め、関係機関へ積極的に伝えていく。
167	学校保健関連事務事業	学校教育課	教職員、児童生徒を対象とした健康診断を行う。	教職員及び児童生徒の疾病を早期に発見し、健康の維持に努める。インフルエンザ等の集団感染を防止するため、関係機関と連携を密にし、早期発見・治療に努める。	目標程度	各健康診断は、すべて予定どおりに実施した。要精検者に対しては、速やかに医療機関で受診するよう学校を通知した。	特になし	教員の人員削減と業務量の増加により要観察者、要精検者の増加が懸念される。	このまま継続	要観察、要精検者数を減らすため、保健センター・健診機関・学校・学校医と連携を図り、該当者に対し適切な指導を行えるよう体制を整える。	学校保健安全法や学校現場の声を聞きながら、適切に進める。
168	学校関連調査報告事務事業	学校教育課	各関係機関との調査・報告事務。教科書・一般図書は無償給与事務。児童生徒の学籍・就学関係事務	学校関係の調査・研修の実施により、教職員の資質の向上を図る。また、転出・転入・新規入学の児童生徒をスムーズに学校へ就学させる。	目標程度	教科書無償給与事務について、学校現場で教科書給与システムの不具合が生じたが、大きな問題も生じず、スムーズに事務を遂行することが出来た。また、業務については増加傾向にある。	学校現場から調査業務が多いという声がある。	国や県からの調査業務を削減してもらうことが課題。	このまま継続	学校教員が回答に要する調査時間に余裕をつくるため、県教委からの調査依頼を受信次第、速やかに学校へ送信する。また、紙ではできないだけデータで業務のやりとりを行い簡素化を図る。	学校教員との連携を密にし、調査事務の効率化を図る。

169	給食センターの維持管理事業	学校教育課	調理及び配送業務は民間委託をしている。2.040食/日年間給食日数 194日	町内小中学校の児童生徒に、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供する。	目標程度	平成26年度で3年間の調理業務等民間委託が終了し、第2期目(平成27年度から5年間の)民間委託が開始された。指名型プロポーザル方式により引き続き「トランド(株)」に民間委託しているが、大きな事故等なく円滑に給食の提供をすることができた。	地産地消の向上を図り、食育の推進に努める。安心・安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供する。児童生徒に配布する給食の献立に地産地消の表示をしてほしい。	平成27年5月から益子町の農業生産法人(株)ジーンから給食食材として野菜の納品が開始された。そのため、地産地消率の大きな伸びを期待したが、時期によってばつぎがあまり思ったほどは伸びなかった。生産者が露地野菜中心のため、時期によるばつぎがある。しかし、ハウス栽培の野菜を購入すると食料費が高騰してしまう。そういったバランスを考え、地元の農産物をより多く取り入れられるようにしていきたい。	改善して継続	学校給食の副食における地産地消率が、春から夏にかけてかなり落ち込み時期によるばつぎがある。JA・県・生産者などが必要と供給について連携をとり、地場農産物の利用及び流通経路の拡大を図ってきたい。	給食センターは平成14年に建設され、10年以上経過しているため建物や調理機器の修繕等が増えてきている。計画的な修繕等を考えていきたい。
170	生涯学習推進協議会運営事業	生涯学習課	生涯学習推進協議会を設置し、生涯学習に関する施策について、委員からの意見を求めるとともに総合的に整備、充実する方策を研究協議する。また、報酬の支払いや研修の計画・同行を行う。	生涯学習推進協議会委員を通じて広く町民の意見を聴き、生涯学習に関する施策に反映させる。	目標以上	町民のついでにはスポーツイベントを昨年度までの3年間開催し、生涯スポーツの普及や日頃の練習の成果を発揮する機会を提供し生涯スポーツの普及定着を図った。今年度は趣向を変え、ボランティア団体活動発表会を開催し、各団体の活動を紹介することにより生涯学習活動に興味を持つきっかけづくりを行った。	特になし	生涯学習の推進について推進組織の企画や総合的な企画運営を行うため、生涯学習関係団体の実践者等から選出される委員により町内の情報交換を行うと共に、他市町の事例を研究し協議を行う。	このまま継続	会議時に活発な意見交換を行うため、他市町の事例を紹介するなど積極的な情報提供を行う。	平成28年度同様に実施していく。
171	生涯学習推進協議会運営事業	生涯学習課	各自治会及び中学校区に生涯学習推進員研修及び生涯学習地区推進員を設置するとともに能力・助言力を養うための研修を開催する。	住民の学習活動の企画を支援するため、自治会や地区に生涯学習推進員及び地区推進員を配置、能力・助言力をつける	目標程度	生涯学習推進員研修にて大学教員を招き専門的かつ生涯学習に親しみを持って内容の講話を頂き、研修参加者から高評価を得ることが出来た。それにより、H25年度と地区のみで開催した地区推進員主催事業も引き続き3地区で開催する運びとなり研修の成果が向上した。	研修会では大学教員レベルの専門家による基礎講話や活動事例発表など、専門知識の習得と即実行に移せるような実践的な研修が求められている。	推進員の活動は長期的に行い自治会内の課題を把握・解決するとともに、自身のスキルアップも行っていく必要がある。しかし、自治会長の任期に伴い在任中に退任する推進員が多く推進が図れない現状があり、設置要綱は改正しているがまだ全体には浸透していないと考えられる。	改善して継続	年に4回開催している推進員研修では、5・6月に開催していた基礎講話のほか11月に振り返り研修開催することにより研修の成果を整理し定着を図るとともに、引き継ぎが円滑に行えるようにする。	平成28年度同様に実施していく。
172	生涯学習広報事業	生涯学習課	生涯学習振興大会の開催をする。生涯学習関連情報を広報まじこに毎月、町ホームページ、フェイスブックに随時掲載する。	町民の生涯学習についての興味関心を高める。	目標以上	生涯学習振興大会は北公園でスポーツイベントを3年間開催し、町民への生涯スポーツの浸透が図られたため、今年度は町民センターにてボランティア団体活動発表を行い、町内で活動する団体やボランティア活動について周知した。また、ホームページやフェイスブックを活用し、各種イベントやいきいき講座・自主教室等を幅広い年代に周知できた。	スマートフォンの普及により町ホームページやフェイスブックへの反響が増加したが、防災無線でイベントの告知をして欲しいという要望もある。	現在利用している広報まじこ、広報まじこお知らせ版、防災無線、町ホームページ、フェイスブックのそれぞれの性質をより理解し情報発信を必要とする。	このまま継続	予算や情報量が限られる生涯学習振興大会、広報まじこ、特にホームページやフェイスブックを活用して広報を実施する。それぞれの読者のターゲットとなる層が異なるため性質を理解し、効果的な広報媒体を選択、活用する。すでに公開されているホームページの情報の更新及び、掲載されていない事業についても広報を行う。	事業の性質にあわせて効果的な広報媒体を選択、活用する。すでに公開されているホームページの情報の更新及び、掲載されていない事業についても広報を行う。
173	学習活動支援事業	生涯学習課	学習ガイドブック作成を作成する。自主教室、いきいき講座の普及を推進を図る。	町民や幼稚園・保育園・学校等地域の人々に様々な学習機会を提供する。	目標程度	いきいき講座は昨年度は開催件数、利用者数共に大幅に増加したが、今年度は開催数、参加者数ともに減少している。自主教室の開催数は施設の空き状況から現状維持が妥当であるが、各教室所属者が高齢化等で全体的に減少し、廃止になる教室も見受けられる。	自主教室は受講生の不足や講師の不在など教室のよってそれぞれの課題を抱えているケースが多い。そのため、個々の教室にあつたきめ細かな支援が求められている。	いきいき講座、自主教室共に長年継続されている講座が多くなつた分野や講師の講座を開設し幅広い学習を提供することも重要である。また活用されていないいきいき講座もあるため、多くの講座が活用されるよう促す必要がある。また、中央公民館は施設予約が取りにくい状況にあるため、あぐり館や改善センターでの開催も促す。	このまま継続	いきいき講座、自主教室共に長年継続されている講座が多く新たな分野や講師の講座を開設し幅広い学習を提供することも重要である。また活用されていないいきいき講座もあるため、多くの講座が活用されるよう促す必要がある。また、中央公民館は施設予約が取りにくい状況にあるため、あぐり館や改善センターでの開催も促す。	自主教室は50講座程度で推移。いきいき講座町民編は講座の質に重点を置きすべての講座が活用されるようにする。また、町民講師はニーズ等に合わせて新たな人材を登用する。
174	改善センター事務事業	生涯学習課	主に田野地区住民に学習の場や情報の提供・相談等を行う。(センター主催事業、南部地区ぐるみ体育祭、高齢者学級)〇事務局として各団体の支援を行う。(自治会長協議会、道族会、消防団後援会)	田野地区の住民を主な対象に、身近な施設で生涯学習について学び、体験してもらうことにより、個人の生活の充実、変化への対応、生涯活躍、一人一人がまちづくりに参加することなどをねらいとしている。	目標以上	参加者のアンケートを考慮し企画した結果とても好評だった。また、参加者が多くお断りした講座もあった。今後とも魅力的な講座を、企画し実施する。	調理室のお湯が出ないので、冬場はつらい。調理器具が少ないので利用したいができない。(電気オープンなど)	社会情勢の変化により、講座、学級に求められるものは変化してきているため、アンケート等を活用してより多くの参加者が参加できるようにものを企画する必要がある。	改善して継続	情報収集や他地域の事例研究を行い、魅力的な講座を計画、実施していく。	平成28年度同様に実施していく。
175	改善センター施設管理事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、センター貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場所として有効に使用してもらえる施設となる	目標以上	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていきたいと、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	改善して継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集に つとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	平成28年度同様に実施していく。
176	あぐり館事務事業	生涯学習課	七井地区住民に学習の場や情報の提供・相談等を行う。(あぐり館主催事業、北部地区ぐるみ体育祭、七井地区高齢者学級)地区ぐるみ協議会に委託する。事務局として各団体の支援を行う。(北部地区自治会長連絡協議会)	七井地区の住民を主な対象に、身近な施設で生涯学習について学び、体験してもらう。	目標以上	主催教室のそば打ち教室を13回開催したところ参加者数は受講生260人、スタッフ42人、計302人となった。食の視点から健康づくりを思考し、参加者同士のコミュニケーションを図るとともに地産地消を推進し、地域のきずなを醸成することができた。	特になし	毎開催時において、定員を超える申し込みをいただいていることから、定員+10名で対応しているところであるが、受け入れスペースの構造上、毎開催時何名かの方のお断りをしていく状況である。	このまま継続	28年度は、そば打ち教室に加えパン作り教室を開催する予定である。引き続き参加者等に聴き取り調査などを実施するなど、住民ニーズを把握し講座開設を考えていく。	住民ニーズを把握し講座開設を考える。
177	あぐり館施設管理業務	生涯学習課	施設の維持管理業務、あぐり館使用のため貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場所として有効に利用してもらえる施設となる	目標程度	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていきたいと、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集に つとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	平成28年度同様に実施していく。

178	家庭教育学級 開催事業	生涯学 習課	学級講座開設に当たり、指導・助言 並びに実施内容の検討と助言を行 う。	親及び親に準ずる人を対象に、家 庭における子供の教育を行うのに 必要な知識や技術を習得する機会 を提供し、幼児から中学生の教育に ついての理解を含め、家庭教育力 の再生を図る。	目標以上	家庭教育学級の担当者会議を開催 し、家庭教育学級の取り組み方や 講座の中にも育と読書を組み入 れてもらうようお願いした。	特になし	中学校での取り組みが、授業カリ キュラムの関係もあり、実施回数は 中学校については、減らすことも考 慮する必要がある。	このまま継続	学習主題の明確化を図り、学習者のニーズに応じたも の、社会的学習要領をふまえたものをよく検討調整し 家庭教育学級の講座として適切なものを計画するよう 指導助言する。	平成28年度同様に継続していく。
179	子ども会育成 会支援事業	生涯学 習課	育成会長研修会を開催する。 まじこいきトライやるスクールを 開催する(小学1年～6年生が対 象)ジュニアリーダーズクラブ(高 中生)、ユースリーダーズクラブ(18歳 ・30歳)を育成する。	子ども会育成会の基本的な役割 や、子ども達のより良い理解者し ての資質を磨くために、ジュニアリ ーダー、ユースリーダーの相互協力と 連携により、活動の充実を図り、未 来を担う健全な青少年の育成に努 める	目標程度	県生涯学習課の事業の「とちぎ未 来創造大学」を共同にて開催し、魅 力ある事業を負担を軽減しながら行 うことができた。講座について、選 択制ではなく、原則すべての事業の 参加にすることで他の学校の児童と の交流を図ることができ、参加者の増につなげられ た。	特になし	対象となる子ども達の生活の多様 化(塾、習い事、クラブ活動等)のた め、スクール実施日の土曜日の参加 が難しい子ども達が増えてきている。	改善して継続	ジュニアリーダーズクラブ、ユースリーダーズクラブとの 連携を密しながら実施していく。 事業内容について見直し、新まじこ未来計画との調整 を図りながら実施していく。	県の事業や、ジュニアリーダーズクラブ、ユースリ ーダーズクラブとの連携を図りながら、コストや作業量の 増加を抑えながら事業の充実を図っていく。
180	PTA活動支援 事業	生涯学 習課	総会・役員会・研修会等の開催及び 取りまとめ、事業開催にあたっての 学校関係者との打ち合わせ・通知 の作成・発送業務、補助金及び交 付金の概算払い・精算。	町内小中高のPTAの連携を強化 し、青少年育成を図る。	目標程度	青少年の健全育成に向け、研修会 を開催した。また生徒会の生徒を対 象に実施してきた3中学校サミット 研修会を今年度から3中学校サミ ット・リーダー研修会とし、生徒会以外 の生徒も対象とした。この事業は、 学校とは違う環境での宿泊学習を 通じて、交流活動・研修の機会を あたえることになり、自立心、責任 感、社会性を培うものであり、自ら の学校や地域に対する想いなどを 真剣に考え、将来、地域社会に大き く貢献できる人材を育成することを 目的として行った。	保護者から研修会や講演会の動員 が多いとの意見があった。	研修会等における、参加者数の獲 得方法。	このまま継続	研修会の開催を青少年育成事業と合同に行い、より 質の高い講師を呼び参加者の獲得を図る。また、関係 機関との連携を密にする。	会議・研修等の開催において適切な調整を行い、参加 者数を増加する。
181	女性団体連絡 協議会支援事 業	生涯学 習課	会議の開催、補助金の交付、研修 会等開催を提案、及び取りまとめ を行う。また、町民が楽しく参加できる みんなの集いを開催する。	女性団体の育成・支援を行い、女性 の社会進出を促進する。	目標程度	新まじこ未来計画への政策提言、 青少年育成健全大会共催、土祭合 唱団結成により土祭参加協力、議 場コンサート出演、ほか路ふれあい マラソンの応援、町民のついで参加 協力などを行い、女性団体の活動 を地域に発信することができた。	特になし	今後さらに多くの人が参加できる 事業を考えていく。	このまま継続	平成27年度の事業を分析検討し、その反省の上、 みんなのついでinまじこ、町の郷土声合唱団設立、は が路ふれあいマラソン応援、青少年健全育成大会及び 町民のついで参加協力等を実施する。	事業を通し、町民に対して男女共同参画社会の意識 づけを行う。
182	青少年健全育 成事業	生涯学 習課	青少年健全育成大会、地域懇談 会、有書図書立入調査、街頭パト ロールの実施、地域住民への青少 年健全育成の普及・啓発を図る。	地域住民が一体となって青少年の 健全育成に取り組んでいく。	目標程度	青少年健全育成大会において、講 演会を女性団体連絡協議会と共催 することで予算を増額し、より質の 高い講師を迎え内容を充実させた。 また家庭の自作文・絵画などの発 表について、小学生だけでなく高 校生にも発表してもらった。	特になし	青少年健全育成大会の参加者が前 年より増加したが、さらに多くの町民 に青少年育成を地域ぐるみで行って もらうために参加者を増やす。	このまま継続	今まで同様の事業を実施するが、青少年健全育成大 会の参加者を増やすよう、広報活動等を活発に行うほ か、他団体と共催することで予算を増額し、講演会 の内容を充実させる。 青少年を取り巻く環境が改善されているため、街頭パ トロール事業の廃止するほか、立入調査回数を減ら す。	平成28年度同様に事業を行う。
183	男女共同参画 社会づくり事業	生涯学 習課	男女平等の社会の実現を図るため の、普及・啓発活動を行う。	男女が社会の対等な構成員として 自らの意志によってあらゆる分野に おいて活動に参画する機会が確保 される社会の実現を図る。	目標未達成	男女共同参画社会実現のため、広 報等の啓発を実施。また策定した 益子町男女共同参画プランに則り、 定めた数値目標実現のため、関係 団体等と協働で計画の推進を図 る。	特になし	本町において委員会等の女性登用 率が他市町より低い現状にある。	改善して継続	広報紙やパンフレットなどで定期的に啓蒙活動を実施 する。	平成28年度同様に事業を行う。
184	成人式開催事 業	生涯学 習課	二十歳のついで実行委員会の開 催、各関係機関への該当者報告依 頼、名簿の作成・しおり作成・通知 作成・発送事務・記念品の物品購入 関係事務・記念品発送事務。	成人となった若者たちに大人として の自覚と責任を促す。	目標程度	二十歳のついでに向け、各関係機 関との連携を密にし、実行委員会を 立ち上げ、開催した。	特になし	毎年アトラクション等に代わり映え がなく、同じような式典が続いてい る。	このまま継続	成人者が、積極的に式典やアトラクションの内容等を 考えられるように指導・改善をしていく。	二十歳のついで参加者の向上に努める。
185	図書室企画運 営管理事業	生涯学 習課	蔵書の充実、貸出・返却処理・予 約・他館からの貸出処理・購入等の 事務処理。	住民の読書意欲を向上させる。	目標程度	新着図書を紹介掲示、利用しやすい 図書室づくりを目指した。リクエスト カードによる要望に柔軟に対応さ れるよう図書の知識を高めることに 努めた。また、ボランティアの方に 夜間貸出・返却処理等の協力を依 頼した。	蔵書の整理に努めてほしい。	図書室の構造上(書庫・スペース等 ない)、蔵書を増やすのに限りがある 。	このまま継続	リクエストカードの利用などにより住民の求める図書 を把握し、図書の選定・発注を行う。また、ボランティ アの方との打ち合わせ等を積極的にを行い、情報の共有 をしながら蔵書整理等を行う。	図書に関する知識を深め、図書室利用者の増加に努 める。
186	主催教室講座 開催事業	生涯学 習課	主催教室の立案、開催準備、実施 内容の検討、講師依頼、謝礼金の出 金事務、参加者の募集・通知作成・ 発送事務を行う。	教室に参加することにより、住民の 交流、住民の知識、技能習得を支 援する。	目標程度	本年度は例年実施している読書感 想文教室、自然観察教室、親子読 書教室、女性講座のほか、ポスト トレーニング教室、布あそび教室を 実施した。	特になし	参加者数の獲得、講師の確保。	このまま継続	社会情勢を考慮し、町民から興味、関心を得られるよ うな講座を企画立案する。アンケートなどを参考に開 催日時・回数等を考慮し、より多くの参加者を募るよ うに努める。	情報収集や教室開催時の広報活動に力を入れる。
187	高齢者学級開 催事業	生涯学 習課	高齢者に関する講話、教室、日帰り 研修の実施、保健師の指導による 寝たきり防止の健康体操の実施な ど。	高齢者に生きがいと健康を得られ るよう、また交流を深められるよ うにする。	目標未達成	高齢者が興味を持てるような講座・ 研修を企画立案し、年間9回行っ た。高齢者が対象なので夏・冬・季 は参加率が下がる傾向にあるが、 高齢者の体調等を考慮するとやむ を得ない部分もあると考えられる。	特になし	近年、老人クラブ(高齢者学級と連 携)に入会する高齢者が減少してい る。また加入中の高齢者が高齢化、 病気の理由で退会傾向にある。	このまま継続	関係機関との連絡調整、新規加入者の獲得のため の周知をする。	高齢者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携を 取りながら高齢者学級の開催を企画立案する。

188	地域コミュニティ事業	生涯学習課	中部地区ぐるみ体育祭を開催する。 (中部地区ぐるみ協議会へ委託。事務局は事業企画の立案、協議会は、事業内容の決定等を行う。事前の準備や当日の運営は、協働で行う。花いっぱい運動コンクール、研修会を開催する。備品・設備等の助成を行いコミュニティ活動を充実させる。	地域住民の親睦を深めるとともに、健全な心身を養うこと、また自然保護や道路愛護の気持ちを育むことを目的に地域住民の連帯感の高揚を図り、コミュニティ活動を活性化させる。	目標未達成	地区ぐるみ体育祭の種目を見直し、また町民祭のアウトクワンとして3地区代表が綱引き、大なわびごとを行った。	特になし	花いっぱい運動コンクールの広報PRをより強化し、参加団体の増加を目指していく。 地区ぐるみ体育祭について、少子高齢化の影響もあり参加が難目なブロックが出てきている。競技種目や実施方法を見直しする必要がある。	改善して継続	地区ぐるみ体育祭について、競技に参加しやすい様に参加ブロックと協議しながら実施方法を検討していく。	継続して地区ぐるみ体育祭が実施できる様、ブロック編成等や実施方法を見直す。
189	中央公民館バス運行維持管理事業	生涯学習課	バス利用にあたり、利用者が適当であるか、運行行程に無理はないかを審査し、適切であれば運行を行う。また、安全走行のため、定期点検や適切な修繕を行う。	住民がバスを利用した研修を行うことにより見識を深めるとともに、研修で得た知識を社会活動に活用してもらう。	目標程度	無理のない運行と安全な運行を実施した。	特になし	利用者のニーズに全て応えるよう安全管理面で無理な行程になるのを、利用者への説明を行わなければならない。 バスの老朽化。	このまま継続	無理のない運行と安全な運行を行う。	平成28年度同様に実施する。
190	ましろ花のまちづくり事業	生涯学習課	花の町づくりを実施するため、「花畑イベント」(施設・団体)、「コアラボラティオ」の3本柱を中心に、町全域に花いっぱい運動を展開し、花で包まれた美しい町を目指す。	花で包まれた美しい益子を目指すとともに、交流人口の増加を図る。また、住民自ら実施することにより、自然環境の保全や環境美化意識の高揚を図る。	目標程度	住民の美化意識や環境保全に対する意識の高揚を図るため、花いっぱい運動コンクール等を開催するほか、大規模花畑イベントとして、ひまわり祭り・コスモス祭りを開催した。また3町ひまわりサミットを開催し野木町、上三川町と連携を図り町のPRを行った。上三川町の雨天時駐車場ぬかみ対策に養生パネルを購入した。	大規模花畑(ひまわり・コスモス祭り)の雨天時の駐車場対策、フラワーボランティア募集や活動内容の周知	改善して継続	大規模花畑(ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施するとともに、町内の各種団体に働きかけ、花をいかした美しいまちづくりを推進する。また、ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。 花畑イベントの駐車場ぬかみ対策に養生パネルを追加購入していく。 H30の減反政策終了後のイベント開催の方向性についてそれぞれの実行委員会で協議していく。	平成28年度同様に大規模花畑(ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施するとともに、町内の各種団体に働きかけ、花をいかした美しいまちづくりを推進する。また、ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。花畑イベントの駐車場ぬかみ対策に養生パネルを追加購入していく。H30の減反政策終了後のイベント開催の方向性についてそれぞれの実行委員会で協議していく。	
191	文化財保護審議会の運営事業	生涯学習課	文化財保護審議会の招集、議事の取りまとめ等を行う。審議会に必要な資料等を収集する。	文化財保護審議会の円滑な運営を支援することにより、各委員の文化財の保存や活用に関する見識を深めることが出来るようにする。	目標程度	文化財に関する研修会や宿泊研修に参加、文化財防火訓練に立ち会うなど、審議委員の見識を深める支援ができた。また、浅間塚古墳(芳里高校敷地内)が、県指定史跡に指定される見込み。	特になし	特になし	このまま継続	年3回の審議会の開催や宿泊研修、文化財防火訓練に積極的な参加を促す。	H28方針を継続して実施。
192	文化財の保護管理事業	生涯学習課	指定文化財に対し、国・県・町の補助金を取り入れ、保存修理事業を実施する。史跡の管理団体及び民俗文化財の継承団体を援助する。	文化財保存修理補助金、伝統芸能振興交付金を交付するなど、文化財、伝統芸能の保護・保存に務め後世に継承する。	目標程度	宇都宮家の墓所の桜の木の剪定が実施でき、墓の保護と見学者の安全が確保された。また、伝統芸能の保護・保存の一助として補助金を交付しているが、積極的な活動がみられ、28年度は、伝統芸能フェスティバルを開催する予定。	専門職員の確保	文化財の保存修理は、所有者の負担がないと実施できないため、所有者との連携と計画的な文化財の改修工事が課題である。また、文化財案内標識が案内板が老朽化しており、更新の必要がある。	このまま継続	平成28年度は県指定の参考館上台茅葺屋根修繕を2力年かけて実施する。所有者と相談しながら計画的に保存修理ができるよう連携していく。民俗芸能等維持保存交付金は、交付団体を増やして交付する。	文化財の破損状況等を正確に把握し、適正な保存修理ができるよう所有者等と連携をとる。
193	文化財の普及啓発事業	生涯学習課	『芳賀の文化財』編集、『益子町の文化財』冊子の販売、文化庁補助事業「伝統芸能デジタル」の開催、文化財カード養成講座の実施。歴史文化基本構想策定、ましろに検定の実施等。	町内文化財について普及啓発を行い、町民をはじめ多くの方に、文化財についての見識を深めてもらう。	目標程度	文化庁の補助を受け、『ましろ山芸術祭』、『文化財養成講座』等を実施し、町の文化財について広く紹介ができ、文化財について興味関心が高まった。広報ましろにおいて『歴史の歴史をたずねて』を11回、歴史文化基本構想関係2回掲載することができた。	地域に残る貴重な文化財の活用を図り、地域活性化に繋がるよう努めてほしいとの要望あり。	このまま継続	町の文化財について、より多くの方々に興味関心を持って頂くため、『ましろ山芸術祭』のように、ゲストを起すの単発的な事業も有効だが、いかに継続的に住民一人一人に根付かせることが出来るかが課題であり課題である。	歴史文化基本構想の策定を完成させ、日本遺産登録申請を提出し、日本遺産認定を目指す。	日本遺産登録に伴う業務をすすめる。
194	町民会館及び中央公民館の施設維持管理事業	生涯学習課	施設の安全維持のため、各種専門業者に管理や点検などを委託し、点検等で異常があった場合には速やかに修理、修繕を行う。利用者が快適に利用できるよう会館の環境を整える。	町民会館及び中央公民館を利用する人が、安全で効率的に利用出来るようにする。	目標以上	事故発生がなく、利用者の安全確保ができた。経年劣化に伴う会館屋根塗装、変電設備改修、ホールエレベーター改修、冷温水機修繕を実施。舞台業務については、業者委託することにより、安定したサービスの提供を行った。	特になし	施設、設備が築27年となり、経年劣化により老朽化しているため、計画的な改修や更新が必要。	このまま継続	町民会館吊り物ワイヤーロープの更新工事、舞台機構電気制御更新工事を実施し、安全性の確保に努める。委託業務については、引き続き継続で委託し、安定したサービスと維持管理に努める。	経年劣化による老朽化が著しいため、優先順位を決めて計画的に改修を行いたい。
195	町民会館の自主事業	生涯学習課	町音楽祭の開催、アマチュアバンドコンサートの開催、芸術鑑賞教室、プロの演奏家によるコンサートの実施。	住民一人一人に、優れた芸術にふれる機会、発表する機会を提供。	目標程度	芸術鑑賞教室は児童生徒を対象に実施するが、空席については保護者に開放、町音楽祭を子供と大人に分けて2回開催し、大人の部では、幅広い年齢層の方々の出演があり、町民が音楽に親しむ機会を提供できた。2回目となる若手支援コンサートを実施。町内出身若手音楽家への発表の場の提供ができた。	特になし	事業について、広く町民に周知し集客数を増やすことが課題。	このまま継続	町民の方が気軽に参加できるコンサートを中心に実施。若手音楽家支援事業コンサートも継続して実施。	現状維持で継続。
196	町民会館の運営事業	生涯学習課	主に町民会館の貸付事業及び、会館・公民館の借用申請の受付、調整を行う。	円滑に施設の申込、使用が出来る。	目標程度	町民会館、公民館の利用受付に関してはトラブルもなく要望に応じられた。ホールでの催事については、地元に根ざした小人数の団体の方に利用され続けている。また、リハーサル室は、鏡があり、防音設備も整っていることから、音楽やダンス等幅広く使用されている。	特になし	特になし	このまま継続	現状のまま継続。	現状のまま継続。
197	文化協会の支援運営事業	生涯学習課	加入団体の連絡・交流、文化・芸術の振興のための成果の発表の支援。年2回の会員研修や他市町文化協会との交流会、文化祭の企画・運営、『ましろこ』編集などの事務支援を行う。	文化協会加入の団体または会員が、連携・協調し、文化水準の向上を目指し、安定的な活動が出来る。	目標程度	春と秋の日帰り研修を行い見聞を広めることができた。また、文化協会加入団体町民会館で発表会を開催する際の支援もできた。	特になし	新規会員の加入促進が課題。	このまま継続	文化協会加入の団体または会員が連携・協調し、文化水準の向上を目指して安定的な活動が出来るよう支援する。	現状のまま継続

198	町文化祭の実施運営事業	生涯学習課	町文化祭(舞台部門発表、菊花展示、開暮・将棋大会、ギャンラー、文芸部門展示)の実施。	町民が、文化祭を通じ、活動発表や芸術作品等に触れることにより、充実した文化活動が出来る。	目標程度	日程を町民祭りにあわせて文化祭を実施した。	特になし	舞台部門の参加希望者が増えているので、発表会の運営方法が問題。	このまま継続	文化祭参加者が公平に発表出来るよう、運営方法を検討する。	H26通り継続。
199	益子町体育協会支援事業	生涯学習課	運営経費を補助するとともに、企画運営を行う。群市民体育祭、県民スポーツ大会などの選手派遣、各種主催大会の開催及び傘下団体主催事業の事務的な人的支援による運営	町体育協会の活動を支援することにより、住民がスポーツをする機会を提供し、健康維持・体力増進を図るとともに、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を目的とする。	目標程度	都市化少子高齢化が進むなかで、いかにしてスポーツの楽しさや親しみ、興味を示してもらうために場所の確保や環境、いろいろなスポーツの情報提供が必要と思われる。	大会各種の情報等の発信	生涯スポーツの実現のためには、スポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わう機会を確保することが重要であり、その充実を図る必要があると思われる。	終了・完了	支援が必要な団体には、自主運営に向けた人的支援を行う。	スポーツのきっかけ作りは大切であるが、都市化少子高齢化のなかで、変化する住民ニーズを適時適切に把握し、地域住民自らが主体的に取り組むスポーツ活動への支援を推進する方向へ移行
200	スポーツ推進委員会活動事業	生涯学習課	誰でも気軽に行えるニュースポーツの指導・出前講座への派遣、地区ぐるみ体育祭などの運営協力を行う。町駅伝大会の主管、企画、運営を行う。月1回の定例会を開催。	スポーツ推進委員がスポーツの指導と普及活動、各種スポーツ行事に協力を行うことにより、住民がスポーツをする機会を増やし、また技術を習得し、健康増進を図れるようにする。	目標程度	小学校PTA行事や交流会などニュースポーツの出前講座の要請を受け、2回講座を開催した。地区ぐるみ体育祭、歩け歩け大会、町駅伝大会、はが踏ふれあいマラソン等の町の行事の企画、運営、協力を行った。毎月の定例会の開催時にスポーツ推進委員のスキルを上げるため、ニュースポーツの実技研修を取り入れている。総合型クラブと連携し、スポーツレクリエーション大会を開催した。	25年2月に設立した益子町総合型地域スポーツクラブ(ましろチャレンジクラブ)との連携を図ることにより、お互いの活動の幅ができる。	委員の中には、仕事の関係で出られないため、出勤回数に偏りがみられる。研修会に参加できない委員の指導のスキルが上がらない、学校関係以外の要請が少ないので、自治会等への広報を行う必要がある。	改善して継続	総合型地域スポーツクラブと連携を図り、より幅広いスポーツ普及活動出来るよう取り組みを進める。ニュースポーツの実技講習会、研修会に参加し誰もが指導できるようスキルアップを図っていく。また、活動をPRし、ニュースポーツの普及を進めていく。	総合型地域スポーツクラブとより連携を深め、幅広いスポーツ普及活動を行っていく。
201	スポーツ教室運営事業	生涯学習課	小学生及び一般者を対象にしたスポーツ教室の企画運営を行う。指導者育成のための講習などを企画運営する。トップアスリートを招いた少年スポーツ教室を開催する。	都市化少子化の現在、いかにしてスポーツに接するきっかけづくりの場を提供していくか、また、少年スポーツ教室においては、トップアスリートを招いて、経験や技術等を学びながらスポーツを通して、将来の夢、目標をしっかりと持ってもらうようにする。また、専門的な指導者の育成を行う。	目標程度	スポーツ教室2種目のうち、トララインは人気があり年々参加者が増え、講師人では指導が困難、少年スポーツ教室においては、小中学校の部活に合わせ8種目(少ない人数の種目もある)の内のどれかを変更してみたいかどうか。	教室種目選定の見直しや情報等の発信。	少年スポーツ教室については、少子化、及び子供達の多様化が進み、参加者については減少傾向である。また、トレーニング室の施設、用具類等の老朽化が目立ってきている。トレーニング室の使用者が増加しており、利用方法をきめ検討しなければならない。	改善して継続	スポーツ教室の講師については、より効果の上がる講師の選定に努める。また、専門的な知識をもった指導者を育成するため効果的なプログラムを企画する。トララインスクールは28年度より指導者を増やし、指導が充実していきさせていく。	少年スポーツ教室事業は、子供たちにスポーツの興味を持たせ、将来への夢・目標を持ってもらい、またそれをバックアップする体制を構築するために必要な事業であるため、継続的に実施していく。
202	学校施設開放事業	生涯学習課	登録団体から申請があった各小・中・高等学校施設(体育館・武道館・校庭・夜間照明施設)を貸し出すための受付、調整を利便してもらう。	住民が各小・中・高等学校施設(体育館・武道館・グラウンド)を利用し、スポーツや、レクリエーションをすることにより、健康を維持し、体力増進できるようにする。	目標程度	施設の不具合により使用できなくなった学校の体育館があったので、他の利用状況を確認、調整し、スポーツする場所を確保した。申請書を手早く処理し、利用状況をわかるようにし、登録団体へ連絡調整を早めに行った。	他の体育館に比べ、バドミントンコート別の料金が高く、利用料が割高の意見がある。利用を希望する団体は、登録の手続きが必要になり、利用制限もあるので、誰でも気軽に使えるようにしてほしい。	学校の鍵の開閉は、管理人が行うので不特定多数の人が利用することはできない。利用するための手続きがいくつもあり、きまりもある。	このまま継続	利用者が使用するまでの手続きで、簡略化できるものはしていきたい。	登録団体以外でも、施設が空いてない時など使用してもらうことはできないか、検討する。
203	町民センター施設維持管理業務	生涯学習課	総合体育館や町民センタープール等の施設の貸し出し、予約受付、使用料の収受、施設の整備、維持管理を行う。	住民が体育館・武道館・町民センターを利用し、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進できるようにする。	目標程度	町民センター総合体育館・町民プールの施設の貸し出しと適正な維持管理を行った。施設利用については、総合型地域スポーツクラブ設立始動により、施設利用件数は増加した。総合型のグラウンドゴルフ教室利用のため、グラウンドのなり返数が増えた。	総合体育館の夜間利用は飽和状態であり、空きが無い状況であり、新規利用の予約は厳しい状況にある。夜間フットサルの利用のできる体育館が望まれている。	町民センターグラウンドが傷んでおり、土を入れ替え、大型機械による整地作業が必要になってきている。また、夏休みに高校生生の課外授業があり、監視アルバイトの募集に大変苦慮している。総合体育館の夜間利用は飽和状態であり、既存利用団体を優先しているため、総合型クラブの施設利用要求に対応出来ない。	改善して継続	総合体育館の夜間利用は飽和状態であるので、学校開放施設・あぐり館・改善センター等を利用しての既存利用団体、新規利用団体の調整により、出来る限り施設利用の要望の応えられるようにする。	施設の維持管理に努め、早めの修繕等を行って行く。また、利用については関係団体と調整を図っていく。
204	南運動公園維持管理業務	生涯学習課	南運動公園及び南運動場を整備及び維持管理し、施設の貸し出し等を行う。	住民が南運動公園を利用することで、安らぎを得たり、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進できるようにする。	目標程度	南運動公園及び南運動場の維持管理のため道具の点検、芝生の手入れ等を行い、施設の貸し出しを行った。芝生の手入れでは昨年に散布した冬草対策の除草剤の効果があり、芝の状態が良くなった。北公園、町民センターを併せ一元的に管理することにより共同作業の効率化を図った。	テニスコートが老朽化し、使用できないコートがある。芝生の老朽化現象が見られる。	柵木園地に向け、施設の改修老朽化した芝生の張り替え等が必要となる。28年度にサッカーの中央団体の視察が入るため、指摘事項があった場合、改修等の検討を要する。	改善して継続	テニスコートは28年度に改修する。芝生の活性化のための知識・作業の習得により、張り替えまでの期間を短縮していく。北公園、町民センターを併せ一元的に管理しより一層共同作業の効率化を図っていく。	同上であるが、芝生の張り替えの検討も必要な時期に来ている。
205	北運動場、北公園野球場維持管理業務	生涯学習課	北運動場及び北公園を整備及び維持管理し、施設の貸し出し等を行う。	住民が運動場や公園を利用することで、安らぎを得たり、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進できるようにする。	目標程度	北運動場、北公園の維持管理のため、道具の点検、野球場芝の手入れ、多目的広場、ターゲッボードゴルフ場の管理作業を行い、施設の貸し出しを行った。南運動公園・町民センターを併せ一元的に管理することにより、共同作業の効率化を図った。	野球場のスコアボードのSBOの表示が、現在の基準に合っていないため、変更を欲している。	野球場は柵木園地の軟式野球の会場にも内定しているため、28年度に中央団体の視察に伴い、施設の改修が要望される可能性があり、費用等に関して検討を要する。また、北運動場テニスコートについては、老朽化と震災の影響で亀裂の入っているところがあり、改修するに連う用途に利用するか検討を要している。	このまま継続	野球場のスコアボードは27年度で改修済み。北運動場のテニスコートについては、より良い用途は何かをもう一度検討していく。南運動公園、町民センターを併せ、一元的に管理し、より一層共同作業の効率化を図っていく。	同上
206	益子町駅伝競走大会運営業務	生涯学習課	町駅伝競走大会の企画運営に伴う事務の協力及び人的支援を行う。	町民の健康と体力づくり及び世代を超えての地域間の連携と親睦を図るため。	目標程度	町民の体力づくりや運動をするきっかけづくり、また、世代を超えての地域間の交流チームや職場での交流チームで参加していただき、そして、終了後には豚汁の無料配布や大抽選会を行い、大会としては好評であった。以上のことを踏まえて、駅伝大会は感動と元気をもらえるスポーツであるため、継続的に支援する必要がある。	大会のレベルアップ	参加チームが多いとコース上の選手の安全確保や記録などに影響がある可能性がある。	このまま継続	運動の能力をアップさせるため、運営方法を参加者のニーズに合わせて実施する。	運動能力をアップさせるため、運営方法を参加者のニーズに合わせて実施する。

207	芳賀郡市体育協会運営事業	生涯学習課	郡市民体育祭、郡スポレク祭の運営、及び参加者の取りまとめ、郡市駅伝選手強化練習の実施。郡市社会体育事務担当者会議の開催。	芳賀郡市内のスポーツの交流と競技力向上、及びスポーツ人口の底辺拡大、及びレクリエーションスポーツの普及を図る。	目標程度	郡市民体育祭・芳賀地区地区スポレク祭については例年通り開催した。郡市駅伝競走大会について、強化練習の進捗、行い強化練習を17日行った。最強のメンバーを揃えるため、ふると選手の招集については、大学や実業団チームの監督とコンタクトをとり、協力を依頼した。	郡市民体育祭の開催時期については、小学生のオープン競技もあり、近年の着さ厳しい折、開催時期を変更してはとの意見もある。郡市駅伝大会では、今年から栃木テレビの実況中継があり身近な大会となった。	郡市民体育祭の開催時期について、変更してはとの意見があるが、66回という歴史があり、地域の行事や各種スポーツ大会の過密なスケジュール等により変更するのは難しい。郡市駅伝競走大会の実業団、大学、高校の選手招集が難しくなっている。予算が厳しくなっており節約する等の工夫が必要になっている。	改善して継続	芳賀郡市民体育祭は9月開催に変更となる。あわせてスポレク祭も同時開催する。芳賀地区スポレク祭では、参加者が増えるよう実施種目の選定をしていく。郡市駅伝競走大会では、選手招集に関して企業や大学へのアプローチを積極的に行う。予算厳しい折、節減を図れるよう工夫をしていく。	芳賀郡市のスポーツの交流と競技力の向上、スポーツ人口の底辺拡大のため、今後も継続して事業を進めていく。
208	スポーツ少年団支援事業	生涯学習課	県登録、指導者講習会、町及び郡大会の運営、補助金や手当の交付を行う。	小学生等のスポーツ環境を整え団員及び指導員の増加を目指し、体力・競技力の向上を図る。	目標程度	町、郡スポーツ少年団の大会を主催し、円滑に大会運営ができた。お知らせ版を利用し団員募集をした。また、平成27年度の県スポーツ少年団の登録から認定指導員各団2名以上必要になること、再研修の2期目に入るため、認定指導員の資格喪失にならないよう再研修の周知徹底した。平成28年度よりスポーツ少年団の登録がWeb登録になることを周知した。	スポーツ少年団で、町体育協会専門部から指導者を派遣してほしい。また、広報誌で、団員募集を適宜呼びかけてほしい、との声がある。	少子化等により廃部の危機にある団もある。認定指導員も各団2名必要になるので、より指導者を増やしていく必要がある。町体育協会との連携をとっていくには、どのような方法が良いか。	このまま継続	各スポーツ少年団の現状を把握して、的確にアドバイスしていきたい。認定指導員不足が起きないように研修の案内をしていく。また、再研修も併せて知らせていく。	認定指導員不足で大会に出場できないことのないように、年々認定指導員が増え、団員も増えていくように、研修会を周知し、広報誌を利用して広く団員募集も定期的にしていく。
209	総合型地域スポーツクラブ支援業務	生涯学習課	H25年2月に設立された総合型地域スポーツクラブ「ましろチャレンジクラブ」が自立できるよう情報提供、運営委員会への参画など支援を図る。	いつでも、いつまでもスポーツが出来る生涯スポーツ社会を実現するために、総合型クラブを設立し、様々な世代がスポーツを楽しむ環境を作り、健康の維持増進を出来るようにする。	目標程度	クラブ運営支援のため、30万円補助金を支給した。クラブのPRのため、歩け歩け大会や体育協会総合各種イベントや会合時にチラシ等を配布、会員勧誘を行った。クラブ事業(グラウンドゴルフ教室等)の支援を行っている。施設利用については、年間の予約を入れ支援している。	クラブでは年度当初に年間のプログラムを全戸に配布し、カレンダー形式でクラブのイベント情報紙を毎月発行、全世帯に回覧しているが、いまいち見づらいとの指摘を受けている。また、専用ホームページがあることがあまり認知されていない。一般の青年層のプログラムが少ない。	総合型クラブの知名度がまだ浸透していないようなのでさらにPR活動が必要。施設利用については、既存利用団体の利用を優先しているため、体育館の夜の利用については、ほとんど空きが無い状況であり、クラブの事業を仕組むのにも良い時間帯ではとれないので苦慮している。	このまま継続	クラブ事業の施設利用については、改善センターやあくり館、学校開放施設を含め、既存利用団体との調整等を行い、より有効利用が図れるよう工夫していく。スポーツ推進委員会との連携により幅の広いスポーツ活動が図れるよう連絡調整をしていく。また、ホームページの開設されることから、クラブのPRが進むと思われる。一般向けのプログラムも増やしていく。	総合型クラブとスポーツ推進委員会が連携できるよう調整を行い、幅の広いスポーツの普及活動を行っている。
210	はが路ふれあいマラソン大会運営業務	生涯学習課	1市4町が連携して大会を実施し全国から参加者を募る。地域情報等を発信し、宿泊・観光へ繋げる。特産品を提供し、地域の魅力をPRする。地域住民等による「おもてなし」を行う。	住民のスポーツ活動への参加意欲やスポーツ競技力の向上並びに芳賀郡市のPRと活性化に寄与することを目的とする。	目標以上	第1回大会の運営方法を基にして、関係団体、機関と打合せや協力依頼をして、参加者が満足できるような大会が開催できるよう準備を進めた。前大会で状況を把握できたため、会議等の打合わせ回数が増えた。運営の質向上のため、関係者へは個別に打合わせや連絡調整を密に進めた。大会当日は、1000名を超えるボランティアの協力と、2133名のランナーが一市四町(はが路)を駆け抜け2022年が完走した。警察協議における交通規制について、概ね方向性が確立したため、さらに精度を上げ確実に計画通り規制が運用できるよう進める。	警察から、今回の交通規制は予想通りに進んだので、次回同じ内容で進める。さらに、規制や迂回について、芳賀郡市以外の広いエリア(茨城県も含め)へも事前に周知させること。また、看板等での周知を充実させること。県外からは約1500名が参加したので、観光PRや町に宿泊・滞在するよう中間点等での記録計測をして欲しいと希望あり。	今回も協賛金によって運営が成り立った。今後も、協賛金や1000名を超えるボランティア(自治会等の協力)を安定して確保することが課題。また、第2回大会で業務内容(当日を含め)は、まだ確定はしていないが、道筋は概ね把握できてきた。今後、さらに内容を精査してマニュアル化し、第4回大会は他町が担当するよう、スムーズに引継ぎが出来るように進める必要がある。また、公認大会開催の有無について、栃木陸協との協議や研究を進めながら、この大会の方向性を決める時期になった。参加者満足度は、前回以上にアップしたので、維持できるような大会しほを参考に質の向上に努める必要がある。前回引継ぎ地元からの応援、協力が継続(自発的に)できるような大会にする必要あり。一市四町の連携と協力、同じ立場で進められるような体制・組織作りが必要。	このまま継続	参加者からの意見(大会しほを再度見直し、足りなかった点を検討する。運営面からは、スタッフからの意見を集約しているので、一つずつ改善していく。警察、警備、会場設置、コース設置、計測関係についても、一市四町の担当者打合せを密にし連携して、考え方や運営方法を統一して質の高い大会を開催したい。公認大会開催について研究を進め、方向性を検討する。	マラソン参加者人数は2,500名を限度とする。他町が事務局となるため、積上げたノウハウをスムーズに引継ぐ。さらに、運営面について完成度を高めていき、地域の理解を得ながら大会を育てて、恒例行事として認知度を高めていく。